

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁舎共通	施設共通	固有					
1	1	0101	市政年報作成事務	H11.1.1			○			総務部 総務課	各課	前年度の市政内容を年報として整理・編集し、市民等に周知するとともに、職員の事務執行の利便性の向上を図るため		市議会議員、農業委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、市職員、表彰者(叙勲等)、講演者等
2	2	0102	附属機関運営事務	H11.1.1			○			総務部 総務課	各課	附属機関等の委員を委嘱し、又は任命し、同附属機関等の事務運営を円滑かつ効率的に行うため	地方自治法第138条の4、第202条の3等	附属機関等の委員
3	3	0103	郵便物発送・收受事務	H11.1.1	H25.9.1		○			総務部 総務課	各課	郵便物を適正に発送・收受するため	郵便法、郵便法施行規則	市民、納税義務者、国民健康保険被保険者等
4	4	0104	議会事務	H11.1.1			○			総務部 総務課	各課	地方自治法等の規定により、議案を議会に提出するため、議案及び関係資料を作成する。	地方自治法第96条第1項各号、人権擁護委員法第6条第3項、地方公務員法第9条の2第2項、地方税法第423条第3項等	各種委員又は委員の委嘱を受けようとする者、示談の相手方、不動産の所有者等
5	5	0105	情報公開事務	H11.1.1	H28.1.1		○			総務部 総務課	各課	市民等が情報公開請求権を適正に行使することができるよう、請求者の住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市情報公開条例第9条第1項 鹿沼市情報公開条例施行規則第3条第1項	情報公開請求者
6	6	0106	個人情報保護事務	H11.1.1	H28.1.1		○			総務部 総務課	各課	市民等が開示請求権等を適正に行使することができるよう、請求者の住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市個人情報保護条例第19条第1項及び第2項 鹿沼市個人情報保護条例施行規則第9条第1項	個人情報開示等請求者
7	7	0107	行政手続に係る聴聞・弁明事務	H11.1.1			○			総務部 総務課	各課	行政手続制度における聴聞及び弁明の手続を適正に行うため	鹿沼市行政手続条例第13条	不利益処分の名あて人となるべき者
8	8	0108	訴訟事務	H11.1.1	H22.9.1		○			総務部 総務課	各課	市が被告等となっている訴訟、示談交渉等において適正に事務を遂行するため		訴訟の相手方、示談交渉の相手方等
9	9	0109	広島平和記念式典派遣事務	H11.1.1				○		総務部 総務課	総務部総務課	広島平成記念式典に派遣する市内の中学生及び引率教諭を選考するとともに、広島平和記念式典派遣事業実行委員会の円滑な運営に資するため		広島平和記念式典派遣事業実行委員会委員、広島平和記念式典派遣者(引率教諭、派遣中学生)
10	10	0110	補助金等交付事務	H11.1.1	H22.9.1		○			総務部 総務課	各課	補助金等の交付の相手方を特定し、補助金の交付手続の適正化を図るため	鹿沼市補助金等の交付に関する規則	補助金交付の相手方
11	11	0111	後援・協賛事務	H22.1.1			○			総務部 総務課	各課	後援名義・協賛の申請に対し、適正に使用の承認をするため		後援名義・協賛の申請者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全	施	固					
							庁	設	有					
12	12	0112	印刷事務	H22.1.1					○	総務部 総務課	各課	各部からの依頼に応じ、議案書、市政年報、各種申請書、刊行物等を印刷するため		議案書、市政年報等に記載された個人等
13	13	0117	土地利用対策事務	H11.1.1	H23.10.1				○	総務部 企画課	総務部企画課	市の「土地利用に関する事前協議要綱」、県の「土地利用に関する事前指導要綱」などに基づく「事前相談願い」、「事前協議書」の提出者(事業者)を特定するため		市の「土地利用に関する事前協議要綱」、県の「土地利用に関する事前指導要綱」などに基づく「事前相談願い」、「事前協議書」の提出者(事業者)
14	14	0118	統計調査員事務	H11.1.1	H22.1.1				○	総務部 企画課	総務部企画課及び目的外利用課	各種統計調査を実施する際の協力者の確保と実績の記録のため	統計法第14条	統計調査員
15	15	0119	政策評価事務	H22.1.1					○	総務部 企画課	総務部企画課	鹿沼市総合計画の基本施策(小項目)ごとに、計画目標・目標数値とその達成状況を分析し、総合評価し、さらに市民等の外部評価を受けるため		鹿沼市政策評価委員会委員として委嘱した市民及び有識者
16	16	0123	広報かめま発行事務	H11.1.1	H28.4.1				○	総務部 鹿沼営業戦略課	総務部鹿沼営業戦略課	市政のPR、各種行事の案内を市民に周知することにより、市政運営の理解と協力を得ることを目的とする		広報記事掲載の個人、団体の代表者等
17	17	0124	意見・要望処理事務	H11.1.1	H28.4.1			○		総務部 鹿沼営業戦略課	総務部鹿沼営業戦略課及び目的外利用課	市民・団体から市政に関する意見・要望等を受け入れ、聞かれた行政を執行するため		電話、来庁及び郵送による意見・要望・苦情申出者
18	18	0125	車座談議事務	H11.1.1	H28.4.1				○	総務部 鹿沼営業戦略課	総務部鹿沼営業戦略課及び目的外利用課	市民と行政の相互理解を深め、市民の行政への参加意識を高めることにより、市民の声を正確に反映する行政の実現と、その円滑な執行を助成することを目的とする		各自治会長、車座談議参加者
19	19	0126	市政に関する世論調査	H11.1.1	H28.4.1				○	総務部 鹿沼営業戦略課	鹿沼営業戦略課	市民が市政についてどのように考え、また何を望んでいるのかを統計的に把握し、市政運営に当たった基礎資料とすることを目的とする		鹿沼市全域の満20歳以上80歳未満の市民
20	20	0510	鹿沼ファン情報提供事務	H22.1.1					○	総務部 鹿沼営業戦略課	総務部鹿沼営業戦略課	市外の鹿沼ファンに、鹿沼市の観光・イベント情報を提供するため		市外の鹿沼ファン
21	21	0120	慶弔事務	H11.1.1					○	総務部 秘書課	総務部秘書課及び目的外利用課	市政協力者に対する慶弔の実施及び記録のため		市の特別職を始め市内各種団体役員(例:市長、副市長、教育委員、監査委員、市議会議員、交通指導員、人権擁護委員、自治会長、民生委員、農業委員等)

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日：平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
22	22	0121	表彰事務	H11.1.1					総務部	秘書課	総務部秘書課及び目的外利用課	市の功労者及び各種表彰に係る推薦、表彰の記録を管理するため	鹿沼市表彰条例、鹿沼市名誉市民条例、憲法第7条、褒章条例、栃木県表彰条例	被表彰者、市の特別職、市内各種団体役員、(例：市政功労等受賞者、名誉市民、叙勲褒章受章者、栃木県地方自治功労者、市長・副市長始め市内各種団体役員)
23	23	0122	歴代三役履歴作成事務	H11.1.1					総務部	秘書課	総務部秘書課及び目的外利用課	歴代三役の履歴確認のため		鹿沼市歴代三役
24	24	0127	職員採用試験事務	H22.1.1	H23.10.1				総務部	人事課	総務部人事課	職員採用における競争試験及びこれらに関する事務のため	地方公務員法第18条第1項 鹿沼市職員の任用に関する規則第3条	受験者
25	25	0128	ダム事業関係者相談・懇談事務	H11.1.1	H28.1.1				総務部	水資源対策課	総務部水資源対策課	ダム事業関係者との相談・懇談内容を記録し保管する事により、今後の適切な事務執行をするため		ダム事業関係地権者、権利者その他利害関係者
26	26	0113	自主防災会事務	H11.1.1	H29.4.1				総務部	危機管理課	総務部危機管理課	自主防災組織の設立及び育成を図るため	災害対策基本法第5条	自主防災組織の設立及び育成を図ろうとする組織の代表者又は構成員
27	27	0114	災害概況調査事務	H11.1.1	H29.4.1			○	総務部	危機管理課	総務部危機管理課、各施設所管課等	災害発生に伴い被害を受けた者について把握するため	災害対策基本法、鹿沼市防災会議条例	災害により被害を受けた者
28	28	0115	防災センター事務	H11.1.1	H29.4.1				総務部	危機管理課	総務部危機管理課	鹿沼市コミュニティ防災センターの利用を許可するため	鹿沼市コミュニティ防災センター条例	鹿沼市コミュニティ防災センターを利用しようとする者
29	29	0201	鹿沼市5年公募(かぬま元気債)事務	H22.1.1	H22.9.1				財務部	財政課	財務部財政課	住民参加型市場公募債の償還事務手続に資するため	地方自治法第230条、地方財政法第5条	鹿沼市5年公募公債応募者
30	30	0202	寄附受入れ事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	公共施設活用課	各課	市民等からの寄附の受入れを適正に行うため		寄附者
31	31	0203	土地(普通財産)賃借・売買契約事務	H11.1.1	H29.4.1				財務部	公共施設活用課	財務部公共施設活用課	土地(普通財産)を市民に賃借し、使用賃借し、及び売買するに当たり、相手方を把握するため	地方自治法第238条の5	賃借、使用賃借及び売買における契約の相手方
32	32	0204	行政財産(土地・建物)使用許可及び賃借契約事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	公共施設活用課	各課	行政財産(土地・建物)の使用を市民、公共的団体等に許可し、及び貸付けを許可するため	地方自治法第238条の4第2項及び第7項	使用許可及び賃貸借の相手方

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
33	33	0205	示談等締結事務	H11.1.1	H29.4.1		○		財務部	公共施設活用課	各課	公用車、市の建物、市道の事故等により市の財産に損害が発生し、及び相手方に損害を与えた場合に、示談等の締結及びその損害を補てんするため	地方自治法第96条第1項第12号及び第13号	公用車、市の建物、市道の事故等の当事者
34	34	0206	市有バス運営事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	公共施設活用課	財務部公共施設活用課	市が所有するバスの使用者を把握し、適正な事務運営を行うため	鹿沼市バス使用規程第5条	市が所有するバスに乗車する者
35	35	0211	市有地の有効活用事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	公共施設活用課	財務部公共施設活用課	未利用地等の売却により、財源の確保を図るため		市有地の購入者等
36	36	0212	軽自動車税調査・賦課事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	軽自動車税の調査・賦課事務を公正かつ適正に行うため	地方税法第442条から第461条まで 鹿沼市税条例第80条から第91条まで	市内に軽自動車等の車両の定置場を置く所有者、使用者等
37	37	0213	介護保険料調査・賦課事務	H22.1.1	H29.4.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	介護保険料の調査・賦課事務を公正かつ適正に行うため	介護保険法第129条から第146条まで 鹿沼市介護保険条例	市内に住所を有する65歳以上の者
38	38	0214	後期高齢者医療保険料調査・納付管理事務	H22.1.1	H29.4.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	後期高齢者医療保険料の調査・納付管理事務を公正かつ適正に行うため	高齢者の医療の確保に関する法律第104条から第115条まで 鹿沼市後期高齢者医療に関する条例	後期高齢者医療保険被保険者
39	39	0215	国民健康保険税調査・賦課事務	H11.1.1	H29.4.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	国民健康保険税の調査・賦課事務を公正かつ適正に行うため	地方税法第703条の4から第730条まで 鹿沼市国民健康保険税条例	国民健康保険税納税義務者及び被保険者
40	40	0216	市民税の課税客体の調査・賦課事務	H11.1.1	H28.1.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	市民税の調査・賦課事務を公正かつ適正に行うため	地方税法第23条から第50条の10まで及び第292条から第340条まで 鹿沼市税条例第23条から53条の12まで	納税義務者
41	41	0217	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の課税客体の調査・賦課事務	H11.1.1	H28.1.1			○	財務部	税務課	財務部税務課及び目的外利用課	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調査・賦課事務を公正かつ適正に行うため	地方税法第341条から第441条まで 第585条から第629条まで及び第702条から第702条の8まで 鹿沼市税条例第54条から第78条まで及び第131条から第140条の7まで並びに鹿沼市都市計画税条例	納税義務者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	施	固					
42	42	0218	被害家屋認定調査事務	H23.10.1	H26.9.1				財務部	税務課	財務部税務課	災害に係る住家の被害認定調査及び被災証明書発行のため	鹿沼市地域防災計画	災害に係る住家のり災者
43	43	0219	市税等の収納管理事務	H11.1.1	H28.1.1				財務部	納税課	財務部納税課	市税等の収納管理を適正かつ正確に行うため	地方税法、鹿沼市税条例及び鹿沼市財務規則	納税義務者
44	44	0220	市税等の滞納整理事務	H11.1.1	H28.1.1				財務部	納税課	財務部納税課及び目的外利用課	市税等の滞納整理事務を適正に推進するため	地方税法、鹿沼市税条例及び鹿沼市財務規則	市税等の滞納者
45	45	0221	税外収入の滞納対策の総括	H23.10.1	H24.9.1				財務部	納税課	財務部納税課	税外収入の滞納対策の総括業務を適正かつ効率的に推進するため	地方自治法、同法施行令、鹿沼市債権管理条例、鹿沼市財務規則	税外収入の滞納者
46	46	0222	建設工事執行事務	H11.1.1	H22.1.1			○	財務部	契約検査課	各課	建設工事における目的物の品質の確保を図るため	建設業法第7条第2号イ・ロ・ハ、同法15条第2号イ・ロ・ハ、同法第27条の23第1項、鹿沼市建設工事請負業者選定要綱第2条及び鹿沼市建設工事執行規則第10条の請負契約書に関する様式等を定める規則様式第3号	建設工事等入札参加資格審査申請書添付書類の技術職員名簿、工事着手届及び現場代理人選任通知書中の現場代理人、主任技術者及び専門技術者氏名等
47	47	0301	市民生活相談、法律相談、登記相談事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	市民の悩み事や困り事について行政指導相談員や専門家が相談に応じ、適切なアドバイスをを行い、市民生活の向上を図るため		相談者及びその関係者
48	48	0302	消費生活相談事務	H22.1.1	H29.4.1				市民部	生活課	市民部生活課及び目的外利用課	市民の消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談員等が適切な助言やあっせんを行うことにより、市民の消費生活の安定及び向上に資するため	消費者基本法第19条第1項、消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号 鹿沼市消費生活条例第19条並びに鹿沼市消費生活センター条例第3条第1号	相談者及びその関係者
49	49	0303	市営墓地管理事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	市営墓地の使用を許可し、適切な管理を行うため	墓地、埋葬等に関する法律第10条から第18条まで、鹿沼市墓地使用条例、同条例施行規則	市営墓地使用者
50	50	0304	見笹霊園管理事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	見笹霊園の使用を許可し、適切な管理を行うため	墓地、埋葬等に関する法律第10条から第18条まで 鹿沼市見笹霊園条例、同条例施行規則	見笹霊園墓所使用者
51	51	0305	斎場管理事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	火葬業務を適正に執行するため	墓地、埋葬等に関する法律第10条から第18条まで 鹿沼市斎場条例	斎場の使用許可を受けた者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
52	52	0306	墓地経営許可事務	H22.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	墓地、納骨堂の経営許可を行うため	墓地、埋葬等に関する法律第10条、第18条及び第19条、栃木県墓地埋葬等に関する法律施行規則	墓地経営許可申請者
53	53	0308	交通指導員による児童・生徒の登校時の見守り事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課及び目的外利用課	交通指導員を確保し、児童・生徒の登校時の安全を守るため	鹿沼市交通安全対策条例第15条	鹿沼市交通指導員
54	54	0309	高齢者運転免許証自主返納事務	H22.1.1	H25.9.1				市民部	生活課	市民部生活課	高齢運転者の運転免許証自主返納によるリーバス・予約バス無料乗車券の交付に必要な案件を満たしているか確認するため		運転免許を自主返納した高齢者
55	55	0310	地区コミュニティ活動の支援事務	H11.1.1	H22.1.1			○	市民部	地域活動支援課	市民部地域活動支援課、各部幹事課及び各コミュニティセンター	地区コミュニティ活動の支援を円滑に行うため		自治会長及び自治会役員
56	56	0311	かめま市民活動広場運営支援事務	H22.1.1	H29.4.1				市民部	地域活動支援課	市民部地域活動支援課	かめま市民活動広場運営支援を円滑に行うため		NPO法人かめま市民活動サポーターズ及びふらっと利用登録団体の代表者又は個人
57	57	0312	ボランティア情報の提供事務	H11.1.1	H29.4.1				市民部	地域活動支援課	市民部地域活動支援課	ボランティア情報の提供を円滑に行うため		ボランティア登録者
58	58	0313	NPO法に係る受付事務	H22.1.1	H29.4.1				市民部	地域活動支援課	市民部地域活動支援課	NPO法に係る受付事務を円滑に行うため	特定非営利活動促進法、特定非営利活動促進法施行条例、特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び知事権限	NPO認証申請団体
59	59	0314	多文化共生事務	H25.9.1	H29.4.1				市民部	地域活動支援課	市民部地域活動支援課	市民の国際化と多文化共生の地域づくりを推進するため		かめま多文化共生プラン推進委員、国際化ボランティア登録者、外国人相談利用者
60	60	0315	住民基本台帳事務	H11.1.1	H28.1.1				市民部	市民課	市民部市民課、各コミュニティセンター及び目的外利用課	住民の移住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎をすするとともに、住所に関する届出の簡素化と記録の適正化を図るため	住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令等	市民及び市民であった者(死亡者、転出者を含む。)並びに本市に本籍を有する者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日：平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
61	61	0316	臨時運行許可事務	H11.1.1	H25.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課及び各コミュニティセンター	自動車等の臨時運行に関する許可を適正に行うため	道路運送車両法第34条、道路運送車両法施行規則第20条並びに鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則第3条及び第5条	臨時運行許可申請者	
62	62	0317	区割・住居表示事務	H11.1.1	H23.10.1			○	市民部 市民課	市民部市民課	住居表示制度の円滑な実施に資するため	住居表示に関する法律第4条及び第9条 鹿沼市住居実施地区に関する条例第3条	住居表示実施地区に新築し、又は居住している者及び居住していた者	
63	63	0318	印鑑登録事務	H11.1.1	H27.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課及び各コミュニティセンター	印鑑登録及び証明制度の円滑な実施に資するため	鹿沼市印鑑条例第4条、第5条、第9条から第12条まで、第14条、第14条の2及び第15条	印鑑登録をしている日本人及び外国人並びに印鑑登録していた日本人及び外国人	
64	64	0319	埋火葬許可事務	H11.1.1	H26.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課及び生活課	申請に基づき、火葬、埋葬又は改葬の許可をするため	墓地、埋葬等に関する法律第5条 鹿沼市斎場条例第3条	鹿沼市内の墓地に埋葬・改葬する者及び鹿沼市内の墓地から他市町村に改葬する者並びに鹿沼市斎場の使用を申請する者(被葬者を含む)	
65	65	0320	諸証明事務	H11.1.1	H28.1.1			○	市民部 市民課	証明書交付担当課	市が諸証明を発行するに当たり、請求者に請求書を提出してもらうことにより、事務の適切な執行管理を図るため	戸籍法第10条、第12条の2、住民基本台帳法第12条その他(個々の証明ごとに根拠法令がある場合と慣習により証明書を発行している場合とがある)	鹿沼市に居住し住民登録をしている日本人及び外国人並びに住居登録をしていた日本人及び外国人並びに鹿沼市に本籍を有する者及び本籍を有していた者であって、証明書の交付を申請する者	
66	66	0321	御殿山会館事務	H11.1.1	H26.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課及び生活課	御殿山会館の貸出事務の適切な執行を図るため	鹿沼市御殿山会館条例第3条、第10条及び第11条	御殿山会館の利用許可の申請をする者	
67	67	0322	パスポート申請交付事務	H22.9.1	H24.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課	パスポート申請交付事務のため	旅券法第3条及び第8条	パスポート申請者及び交付者	
68	68	0323	在外選挙人名簿登録等に関する事務	H24.9.1	H26.9.1			○	市民部 市民課	市民部市民課及び選挙管理委員会事務局	在外選挙人名簿登録資格の照会に対する回答、登録通知による附票記載、登録者の戸籍変更等通知、登録抹消通知による附票記載	公職選挙法及び住民基本台帳法	鹿沼市に本籍を有する者	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有有					
69	69	0324	中長期在留者居住地届出等事務	H24.9.1	H26.9.1				市民部	市民課	市民部市民課、該当コミュニティセンター(4か所)及び目的外利用課	外国人の特別永住者に係る制度の維持及び中長期在留者の正確な居住地管理に資するため	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律	鹿沼市に住居がある中長期滞在者及び特別永住者
70	70	0325	戸籍届出の審査と受理及び戸籍の記載事務	H11.1.1	H26.9.1				市民部	市民課	市民部市民課及び目的が利用課	人の身分関係を登録し、これを公証することにより、戸籍法、民法等に基づく戸籍事務を適正に管理するため	民法、通則法、国籍法、戸籍法、家事事件手続法、人事訴訟法等	鹿沼市に本籍を有する者及び本籍を有していた者並びに鹿沼市に届出があった者
71	71	0326	刑事身上名簿事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	市民課	市民部市民課	身分証明、資格調査等に基づく照会に対する回答及び選挙人名簿登録資格に関する通知事務を適正に行うため	日本国憲法、内閣府設置法、公職選挙法、刑事訴訟法及び銃砲刀剣類所持等取締法等欠格条項の定めがある各法令	鹿沼市に本籍を有する者
72	72	0327	人口動態統計事務	H24.9.1	H26.9.1				市民部	市民課	市民部市民課	公衆衛生や人口動向の基礎資料並びに社会及び経済の発展に欠くことのできない貴重な情報として把握する必要があるため	統計法、人口動態調査令、人口動態調査施行細則、戸籍法、死産の届出に関する規程及び住民基本台帳法	出生・死亡・婚姻・離婚届の事件本人及び死産届の届出人
73	73	0328	成年後見登記に関する通知事務	H24.9.1	H25.9.1				市民部	市民課	市民部市民課	印鑑登録に関する通知事務、身分証明・資格調査等に基づく照会に対して、成年後見登記に関する事項を回答する必要があるため	民法、後見登記等に関する法律、資格取得に欠格条項の定めがある各法令等	鹿沼市に本籍を有する者のうち成年被後見人
74	74	0329	相続税法58条関係事務	H24.9.1	H26.9.1				市民部	市民課	市民部市民課及び財務部税務課	死亡又は失踪に関する届書に記載された事項を、その事務所の所在地の所轄税務署長に通知することにより、税の適正な徴収に資するため	相続税法、地方税法(固定資産税)、戸籍法及び住民基本台帳法	死亡届の事件本人、届出人及び相続人
75	75	0330	人権啓発専門委員任免事務	H11.1.1	H22.1.1				市民部	人権推進課	市民部人権推進課	人権啓発事業の円滑な実施を期す人権啓発専門委員の選任を行うため	鹿沼市人権啓発専門委員設置規則	鹿沼市人権啓発専門委員
76	76	0331	人権擁護委員候補者推薦事務	H11.1.1	H25.9.1				市民部	人権推進課	市民部人権推進課	法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦するとともに、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会の運営事務を行うため	人権擁護委員法第6条第3項	鹿沼市人権擁護委員
77	77	0332	男女共同参画推進に係る講演会・学習会の開催事務	H22.1.1	H24.9.1				市民部	人権推進課	市民部人権推進課	講演会や学習会を開催するため		講演会受講者、学習会の参加者及び講師
78	78	0333	男女共同参画事業に係る啓発誌の発行事務	H22.1.1	H24.9.1				市民部	人権推進課	市民部人権推進課	情報誌「かれんと」及び啓発誌「いちごの香り」を発行するため		かれんと編集委員及び協力者
79	79	0334	次世代人材づくり事業事務	H22.1.1	H24.9.1				市民部	人権推進課	市民部人権推進課	県の次世代人材づくり、研修事業参加者の募集、派遣及び報告会の実施のため		研修申込者及び報告会参加者



個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
80	80	0335	女性相談事務	H22.1.1	H29.4.1				市民部 人権推進課	市民部人権推進課	DV被害者からの相談内容に適正に対応するため		相談者及び相談者の家族	
81	81	0337	出合いの場提供事務	H24.9.1					市民部 人権推進課	市民部人権推進課	出合いの場提供イベント参加者を募集するため	鹿沼市出合いの場提供事業実施要領	参加申込書	
82	82	0338	仲人会育成事務	H24.9.1	H27.4.1				市民部 人権推進課	市民部人権推進課	仲人会会員の名簿管理を適正に実施するとともに、鹿沼市仲人会に提出された身上書の適正管理を行うため	鹿沼市仲人会設置要領	仲人会会員 身上書提出者	
83	83	0339	国民健康保険医療費適正化事務	H11.1.1					市民部 保険年金課	市民部保険年金課	国民健康保険の被保険者が医師の診療を受けた場合に、当該医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)を審査・点検することにより、国民健康保険の医療費適正化を推進するため	国民健康保険法第45条	レセプト点検受託者	
84	84	0340	国民健康保険滞納者対応事務	H11.1.1					市民部 保険年金課	市民部保険年金課	国民健康保険証の更新時に国民健康保険税の滞納者に対し、納税相談を義務付けることにより、国民健康保険税の収納率の向上を図る	地方税法第703条の4	国民健康保険税の滞納者	
85	85	0341	国民健康保険資格事務	H11.1.1					市民部 保険年金課	市民部保険年金課	国民健康保険の各種資格者を把握するため	国民健康保険法第7条から第9条まで、第20条から第22条まで、第56条及び第127条並びに同法施行規則第2条、第3条、第11条から第13条まで、第15条及び第20条 住民基本台帳法第28条並びに同法施行令第27条及び第30条	国民健康保険被保険者	
86	86	0342	国民健康保険給付事務	H11.1.1					市民部 保険年金課	市民部保険年金課	国民健康保険被保険者に係る療養給付費、療養費及び高額療養費を給付するため	国民健康保険法第6条、第36条、第54条から第63条の2まで、同法施行令第29条並びに同法施行規則第6条、第7条、第25条、第27条及び第28条	国民健康保険被保険者	
87	87	0343	国民健康保険国県提出処理事務	H11.1.1					市民部 保険年金課	市民部保険年金課	国及び県への補助申請等の処理に関する事務を執行するため	国民健康保険法第69条から第74条まで、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令等	国民健康保険被保険者	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
88	88	0344	国民健康保険保健事業事務	H11.1.1					市民部	保険年金課	市民部保険年金課	被保険者の疾病予防等を図るため、人間ドック、特定健康診査等の受診を助成するため	国民健康保険法第82条	国民健康保険被保険者
89	89	0345	後期高齢者医療資格事務	H22.1.1					市民部	保険年金課	市民部保険年金課	後期高齢者医療制度の資格者を把握するため	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第53条まで	後期高齢者医療の被保険者
90	90	0346	後期高齢者医療給付事務	H22.1.1					市民部	保険年金課	市民部保険年金課	後期高齢者医療の被保険者に係る療養費、高額療養費等を支給するため	高齢者の医療の確保に関する法律第56条、第57条、第64条、第74条、第75条、第77条、第78条及び第82条から第85条まで	後期高齢者医療の被保険者
91	91	0347	拠出年金裁定関係事務	H11.1.1					市民部	保険年金課	市民部保険年金課	国民年金保険料拠出者の老齢、障害、遺族及び寡婦年金の裁定請求並びにこれら受給権者の死亡(未支給)届、死亡一時金の裁定請求を受け、台帳を管理するため	国民年金法第15条、第26条、第30条、第37条、第49条及び第52条	国民年金受給権者及び届出人
92	92	0348	国民年金保険料免除事務	H11.1.1	H23.10.1				市民部	保険年金課	市民部保険年金課	国民年金保険料の法定免除及び申請免除の受理並びに管理のため	国民年金法第89条及び第90条	国民年金被保険者
93	93	0349	資格得喪諸変更事務	H11.1.1	H23.10.1				市民部	保険年金課	市民部保険年金課	国民年金の資格取得及び喪失並びに種別変更等の異動に係る記録を把握し、保有・管理するため	国民年金法第7条から第14条まで及び附則第5条	国民年金被保険者
94	94	0350	福祉年金事務	H11.1.1	H23.10.1				市民部	保険年金課	市民部保険年金課	老齢福祉年金及び20歳前障害による障害基礎年金の裁定請求受付、定時届及び所得状況届の提出、死亡による未支給年金請求等の受付並びに受給者台帳の管理及び保管のため	老齢福祉年金支給規則第3条及び第28条 旧国民年金法第80条	福祉年金裁定請求者・受給者及び未支給年金請求者
95	95	0401	災害に伴う弔慰金及び見舞金の支給事務	H11.1.1	H27.9.9				保健福祉部	厚生課	保健福祉部厚生課	自然災害により死亡した遺族に対する弔慰金及び損傷した住家や負傷した被災者に対する見舞金を支給するため	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条、第9条及び第12条、鹿沼市災害見舞金等支給要綱、鹿沼市平成27年9月関東・東北豪雨災害見舞金支給要綱	自然災害により重大な被害を受けた者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全庁共通	施設共通	固有					
96	96	0402	避難行動要支援者事業	H22.1.1	H24.4.1				保健福祉部 厚生課	保健福祉部 厚生課	避難行動要支援者に対し、緊急災害時に登録情報を基に避難情報の提供や避難所への避難支援及び避難所での生活支援を行う	災害対策基本法第56条第1項並びに第60条第1項及び第2項 災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月28日付け内閣府・消防庁・厚労省連名通知) 鹿沼市避難行動要支援者支援計画(平成26年8月改訂)	災害時要援護者台帳登録同意者及び災害時要援護対象者	
97	97	0403	隣保館相談事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 厚生課	保健福祉部 隣保館	地域住民に対し、生活上の相談に応じ、自立の支援のために適切な助言指導を行うため	鹿沼市隣保館長等設置規則第4条 鹿沼市隣保館設置運営要綱第4条第2項	市内南部10町内の相談者	
98	98	0404	生活保護事務	H22.1.1	H29.1.1				保健福祉部 厚生課	保健福祉部 厚生課及び目的外利用課	生活保護制度を適正に運営するため、受給者の生活及び社会的・経済的状況の把握と指導・相談等の記録を保存する必要があるため	生活保護法	生活保護受給者及びその親族	
99	99	0419	障害福祉サービス(身体・知的)事務	H11.1.1	H28.1.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	障害者総合支援法による障害福祉の各種サービス等を適切に提供するため、台帳を作成し、記録管理するため	障害者総合支援法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法	手帳交付申請者及びサービス給付申請者	
100	100	0420	障害者の社会活動支援事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	障害者総合支援法によらない障害福祉の各種サービス等を適切に提供するため、台帳を作成し、記録管理するため	日本放送協会放送受信料免除基準、栃木県心身障害者扶養共済条例、障害児交通費助成要綱、所得税法、福祉タクシー券助成要綱及び通学補完事業要綱	各種証明及びサービス給付申請書	
101	101	0421	障害者の地域生活支援事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	障害者総合支援法の地域生活支援事業による障害福祉の各種サービス等を適切に提供するため、台帳を作成し、記録管理するため	障害者総合支援法、地域生活支援事業各要綱	サービス給付申請者	
102	102	0422	精神障害者保健福祉手帳受付及び交付事務	H22.1.1	H28.1.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課及び目的外利用課	精神障害者保健福祉手帳の申請、変更及び交付の適正に行うため	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者	
103	103	0423	自立支援医療費(精神通院医療)事務	H22.1.1	H28.1.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	精神障害者の精神通院医療の申請、変更及び交付の適正に行うため	障害者総合支援法第52条から第58条まで	精神障害者	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
104	104	0424	精神障害者相談指導事務	H22.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うため	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条	精神障害者及びその家族等	
105	105	0425	重度心身障害者医療費助成事務	H11.1.1	H28.1.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	重度心身障害者に受給資格者証を交付し、医療費の一部を助成するため	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条及び第5条 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条及び第5条	重度心身障害者で受給者証の交付を受けた者	
106	106	0426	重度心身障害者への法令福祉手当支給事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	常時特別の介護を要する重度心身障害者に、法令に基づく福祉手当を支給するため	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条及び第26条の2	重度心身障害者で受給認定を受けた者	
107	107	0427	重度心身障害者への条例福祉手当支給事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	重度心身障害者に、条例に基づく福祉手当を支給するため	鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条及び第4条 鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第2条	重度心身障害者で法令に基づく手当を受けていない者	
108	108	0428	特別児童扶養手当の支給に関する受付事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	県が支給する児童扶養手当の申請、変更及び更新の受付を行うため	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条	心身に障害のある児童を養育する者で受給認定を受けた者	
109	109	0429	特定疾患者への条例に基づく福祉手当支給事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	難病に罹患している者に、条例に基づく福祉手当を支給するため	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第3条及び第4条 鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則第2条及び第3条	国、県の指定する難病に罹患し、手当の受給を申請した者	
110	110	0430	在宅福祉サービスの推進事務	H11.1.1	R2.9.15				保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課	高齢者が健康で生き生きとした生活を送るための在宅福祉サービスを提供できるよう、住所、氏名等を把握する必要があるため	各事業の要綱等	在宅福祉サービス利用者	
111	111	0431	養護老人ホーム入所借置事務	H11.1.1	H24.9.1				保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課	養護老人ホームの入所に当たり、本人及びその家族状況、経済的、身体的状況等を把握する必要があるため	老人福祉法第11条第1項、第28条第1項及び第36条 養護老人ホーム入所借置事務マニュアル等	養護老人ホーム入所者	
112	112	0432	敬老事業の推進事務	H11.1.1	H29.4.1				保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課及び目的外利用課	高齢者の長寿を祝うため敬老事業を実施するに当たり、対象者の住所、氏名等を把握する必要があるため	各事業の要綱	敬老事業対象者	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲				
	登録番号	(旧)登録番号					全	施	固						庁	設	共	共
113	113	0433	一般介護予防事業事務	H11.1.1	H29.4.1					保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課 及び目的外利用課	要介護状態の予防、重度化防止、状態の改善ができるよう、高齢者の心身状況等を把握する必要があるため	介護保険法 地域支援事業実施要綱	65歳以上高齢者				
114	114	0434	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業事務	H11.1.1	H29.4.1					保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課 及び目的外利用課	要支援状態にあっても、できる限りその悪化を防ぐことを目的として提供されるサービスに関する計画作成を円滑に行うため	介護保険法	介護保険被保険者で要支援1又は2と認定された者 基本チェックリストに該当した事業対象者				
115	115	0435	包括的支援事業事務	H11.1.1	H29.4.1					保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課 及び目的外利用課	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的として、市民への相談支援等を行うため、氏名・年齢のほか、生活状況等を把握する必要があるため	介護保険法 地域支援事業実施要綱	65歳以上の高齢者				
116	116	0436	高齢者トレーニング事業事務	H22.1.1	H29.4.1					保健福祉部 高齢福祉課	高齢者・障害者トレーニングセンター	高齢者が安全にトレーニング事業に参加するために、利用者の住所、氏名等を把握する必要があるため	鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例第3条第1項 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例施行規則第4条第1項	利用者登録をした者				
117	117	新規	介護予防・生活支援サービス事業事務	H29.4.1						保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課 及び目的外利用課	要支援状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を一体的に行う	介護保険法第115条	介護予防・生活支援サービス事業対象者申請書				
118	118	0437	介護保険の資格管理事務	H22.1.1						保健福祉部 介護保険課	保健福祉部 介護保険課	介護保険の適正給付を維持するため、被保険者のうち65歳以上の生活保護受給者を把握する必要があるため	介護保険法 鹿沼市介護保険条例	65歳以上の生活保護受給者				
119	119	0438	介護保険制度の円滑な推進事務	H22.1.1	H28.1.1					保健福祉部 介護保険課	保健福祉部 介護保険課	介護保険の円滑な運営、適正給付を図るため、被保険者の個人情報を的確に把握する必要があるため	介護保険法 鹿沼市介護保険条例	40歳以上の市民				
120	120	0439	要介護認定事務	H11.1.1	H22.9.1					保健福祉部 介護保険課	保健福祉部 介護保険課	要介護認定業務において、適切な認定を遂行するため申請者の生活環境、実態等を把握する必要があるため	介護保険法	介護保険の要介護、要支援認定申請者				

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
121	121	0440	各種健診・検診事業事務	H11.1.1	H22.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	市民の健康維持及び病気の早期発見のため、健診及び検診を実施し、その結果等を記録・保存する	健康増進法第9条及び第19条の2及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2	健診及び検診受診者	
122	122	0441	感染症予防事務	H11.1.1	H28.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、その患者を把握し、記録・保存するため	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第31条第2項、第35条第4項、第50条第5項及び第53条に2第3項	感染症患者	
123	123	0442	休日夜間急患診療・旧慈雨急患歯科診療録管理事務	H11.1.1	H28.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課(休日診療所)	休日及び夜間における急病患者に対して応急医療を行うため	医師法第24条(診療録の記載及び保存) 歯科医師法第23条(診療録の記載及び保存)	休日診療所の受診者	
124	124	0443	予防接種事務	H22.1.1	H28.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	予防接種業務を円滑かつ安全に実施するため	予防接種法	予防接種対象者及び予防接種を行う医師	
125	125	0444	狂犬病予防事務	H11.1.1	H29.10.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	狂犬病を予防し、市民の公衆衛生の向上を図ることができるよう、犬の所有者を把握する必要があるため	狂犬病予防法第4条第2項 狂犬病予防法施行規則第4条 鹿沼市狂犬病予防法施行規則第2条	市内を犬の所在地とするその犬の所有者	
126	126	0445	健康づくりの推進事務	H22.1.1	H23.10.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	市民の健康づくり意識の向上を図るために各種講演会等を開催し、受講者等の情報を記録・保存するため	健康増進法	健康づくり講演会	
127	127	0446	各種健診の推進・事後指導事務	H11.1.1	H25.9.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	市民の健康増進のため、対象者を把握し各種の保健指導を実施し、保健指導の内容や継続の支援の記録、名簿等を保管する	健康増進法第19条の2	各種健診受診者及び相談者・教室参加者	
128	128	0447	特定保健指導事務	H22.1.1	H24.9.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	特定保健指導に関わる対象者名簿や個人の記録を保管し、対象者に合った保健指導を実施し、生活習慣の改善を支援するため	高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条	特定健診受診者及び特定保健指導対象者	
129	129	0448	食生活改善推進員事務	H11.1.1	H24.9.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	食生活改善推進員育成研修を修了し、継続の意思確認を行った者に委嘱状を交付し、地域の健康を維持向上するため、地域において健康づくり活動を推進するため	鹿沼市食生活改善推進員設置要綱	食生活改善推進員育成研修を修了し、継続の意思確認を行い、委嘱状を交付された者	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁共通	施設共通	固有					
130	130	0449	訪問指導事務	H11.1.1	H22.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	育児や子どもの成長、また疾病や障害により支援が必要な市民を把握し、情報を記録・保管することにより、訪問指導を適正かつ円滑に行うため	母子保健法第9条、第10条、第11条及び第17条 健康増進法第17条及び第19条	訪問指導を必要と判断した市民	
131	131	0450	在宅寝たきり老人歯科保健推進事業事務	H11.1.1	H24.9.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	歯科医院への通院が困難な在宅寝たきり老人からの申出により口腔状態の改善を図るため、口腔機能改善事業の実施等の記録・保管をするため	鹿沼市在宅寝たきり老人歯科保健推進事業実施要綱	在宅寝たきり老人歯科保健推進事業を希望する者	
132	132	0451	乳幼児育児教育・育児相談事務	H11.1.1	H22.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課及び目的外利用課	乳幼児の健康保持増進のため、対象者を把握し各種教室・相談を実施し、必要に応じて連絡・訪問するとともに、教室・相談実施後のアンケート結果等を記録・保管するため	母子保健法第5条、第9条、第10条及び第14条 児童福祉法第2条	乳幼児育児教育・相談を受けた者	
133	133	0452	乳幼児健康診査事業(乳幼児健診)	H11.1.1	H22.1.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	乳幼児の健康保持増進のため、対象者を把握し健康診査を実施するとともに、健康診査実施後の結果を記録・保管するため	母子保健法第10条、第12条及び第13条	生後2か月から3歳児までの子ども及びその保護者	
134	134	0453	妊産婦・新生児訪問指導事務	H11.1.1	H25.10.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	母体の健康管理を図り、早期の育児不安を解消し、安心して子育てできる環境を整え、情報を記録・保管することにより訪問指導を適正かつ円滑に行うため	母子保健法第9条、第10条、第11条及び第17条 鹿沼市子ども・子育て支援事業計画	訪問指導を必要と判断した市民	
135	135	0454	妊婦・産婦健康診査助成事業(ハローベビー)事務	H11.1.1	H29.4.1				保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	妊婦健康診査及び産婦健康診査における経済的負担を軽減し、妊産婦の健康保持、増進を図るため健診費用を支払い、健康診査実施後の結果を記録・保管するため	母子保健法第10条、第15条、第16条及び第21条	妊娠届を提出した妊婦、産後2か月以内の産婦	
136	136	0455	自殺対策推進事務	H24.9.1					保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども支援課及び消防本部	自殺の防止を図り、ハイリスク者等の支援を実施するため	自殺対策基本法	自殺のハイリスク者や依存症及びその遺族等	
137	137	新規0456	不妊治療助成事務	H29.4.1					保健福祉部 健康課	保健福祉部 健康課	不妊治療の一部を助成することにより経済的・心理的な不安の軽減を図るとともに、少子化対策となる		不妊治療助成申請をする市民	
138	138	0405	第3子以降子育て家庭支援給付金事業事務	H22.1.1	H29.4.1				子ども未来部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	第3子以降子育て家庭支援給付金を適正に給付するため、申請者の収入等を把握し、保管するため	鹿沼市第3子以降子育て家庭支援給付金の支給に関する規則	申請者及びその家族	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
	全実施													
139	139	0406	放課後児童健全育成事業事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	学童クラブに入会する児童の家庭状況などを把握し、入会児童名簿等を作成し、保管するため	児童福祉法第6条の3第2項	入会児童及びその保護者
140	140	0410	チャイルドシート貸出事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	乳幼児を交通死亡事故から守り、かつ、子育て家庭への経済的負担の援助を図ることを目的として、チャイルドシートを適正に貸し出すため		チャイルドシートの借用人
141	141	0410-2	チャイルドシート購入費助成事業	H28.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	乳幼児を交通死亡事故から守り、かつ、子育て家庭への経済的負担の援助を図ることを目的として、チャイルドシートの購入に対し助成を支援する事業		チャイルドシートの借用人
142	142	0410-3	幼児2人同乗用自転車購入費助成事業	H28.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	乳幼児を交通死亡事故から守り、かつ、子育て家庭への経済的負担の援助を図ることを目的として、幼児2人同乗用自転車の購入に対し助成を支援する事業		幼児2人同乗用自転車の購入者
143	143	0412	子ども医療対策事業	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	子どもの疾病の早期発見及び治療を促進するため、医療費の保険診療分の一部を助成し、その助成対象者を把握する等の医療費助成に必要な事務を行うため	鹿沼市子ども医療費助成に関する条例第3条、第4条及び第5条 鹿沼市子ども医療費助成に関する条例施行規則第5条	対象となる子どものいる保護者の世帯員
144	144	0413	妊産婦医療対策事業事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	妊産婦の疾病の早期発見及び治療を促進するため、医療費の保険診療分の一部を助成し、その助成対象者を把握する等の医療費助成に必要な事務を行うため	鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第3条及び第5条 鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則第5条	対象となる妊産婦のいる世帯員
145	145	0414	遺児手当支給事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	父母の一方又は両親が死亡した児童に遺児手当を支給するため、その支給対象者を把握し、手当に必要な事務を行うため	鹿沼市遺児手当支給条例第3条及び第5条 鹿沼市遺児手当支給条例施行規則第2条、第3条及び第12条	遺児手当受給対象者の世帯員
146	146	0415	児童扶養手当支給事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	父親や母親がいない家庭等の児童の母(父)又は母(父)に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当を支給するため支給対象者を把握し、支給に必要な事務を行うため	児童扶養手当法施行規則第1条	児童扶養手当を受給している者の世帯員
147	147	0416	ひとり親家庭医療対策事業事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	ひとり親家庭として認定を受けた親と子に対し、医療費の一部を助成するため、その助成対象者に対し受給資格者証を交付するなど医療費助成に必要な事務を行うため	鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条及び第5条 鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第2条及び第3条	鹿沼市ひとり親家庭医療受給資格者(ひとり親で18歳未満児童を扶養している者及びその児童)の世帯



個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
148	148	0417	養育医療対策事業事務	H25.9.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	入院養育が必要な未熟児に対し、養育医療券を交付するなど医療費助成に必要な事務を行うため	母子保健法施行規則第9条第1項 鹿沼市母子保健法施行細則第3条第1項	養育医療受給者の世帯
149	149	0418	児童手当支給事務	H22.9.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課及び目的外利用課	児童を扶養する人に児童手当を支給するため、受給資格者の認定を行うなど児童手当の支給に必要な事務を行うため	児童手当法施行規則第1条の4	児童手当を受給している者の世帯員
150	150	新規	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	H29.4.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	ファミリー・サポート・センターを利用したひとり親家庭等に対し、その利用料の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図る事業	鹿沼市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱第3条	申請者及びその家族
151	151	新規	特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付事業	H29.4.1	H29.4.1				子ども未来部	子育て支援課	子ども未来部子育て支援課	特定教育・保育等施設の利用に際し、必要とされる日用品又は文房具等の購入に要する費用のうち、適当と認められる費用について、経済的な理由により支払いが困難な保護者に支援する		申請者及びその家族
152	152	0407	幼稚園事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	保育課	子ども未来部保育課	私立幼稚園就園奨励費の補助制度を公正かつ効率的に実施するため、同制度の対象者の収入等を把握し、保管するため	鹿沼市補助金等の交付に関する規則	市内に住所を有する者であって、幼稚園に通園する児童及び保護者
153	153	0409	保育所入所事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	保育課	子ども未来部保育課	保育所に入所する児童の家庭状況などを把握し、保育料の賦課・徴収を行うため	鹿沼市保育所条例、鹿沼市保育所条例施行規則、子ども子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号、鹿沼市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する規則	入所児童及びその世帯員
154	154	0408	あおば園利用登録事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子ども総合サポートセンター	子ども未来部子ども総合サポートセンター	あおば園に通園する児童の家庭状況などを把握し、利用料の算定を行うため	児童福祉法第21条の5の3第2項第2号 鹿沼市子ども発達支援センター条例第4条 鹿沼市子ども発達支援センター条例施行規則第6条	通園児童及びその世帯員
155	155	0411	家庭子ども相談、ひとり親家庭・婦人相談、青少年相談事務	H11.1.1	H29.4.1				子ども未来部	子ども総合サポートセンター	子ども未来部子ども総合サポートセンター	児童虐待、ひとり親家庭の自立、若者のひきこもりなど、支援が必要な市民を把握し、情報を記録・保管することにより、業務を円滑に行うため	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法、子ども・若者育成支援推進法	要支援児童及びその保護者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全	施	固					
							庁	設	有					
156	156	0501	中心商店街まちづくり資金融資事務	H11.1.1	H22.1.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	中心市街地の商店街の公共事業に伴い、移転補償等の対象となった権利者に対する資金融資を公正かつ適正に行うため、対象者を把握し、記録・保管するため	中心商店街まちづくり資金融資要綱	中心商店街まちづくり資金融資申請者
157	157	0502	制度融資事務	H11.1.1	H24.9.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	市内の中小企業者の事業活動を援助するため、事業資金の借入れに関する指導・斡旋を行い、その融資に必要な情報を記録・保管するため	鹿沼市中小企業融資要綱・要領	制度融資申請者
158	158	0503	商工業優良従業員表彰・技能表彰事務	H11.1.1	H24.9.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	優良従業員表彰・技能表彰の被表彰者を選定するため	鹿沼市商工業優良従業員等表彰要綱 鹿沼市技能表彰要綱	表彰候補者
159	159	0504	かめま子育て応援企業認定事務	H22.1.1	H24.9.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	企業の仕事と子育ての両立支援に関する取組を確認し、応援企業の認定を決定するため	かめま子育て応援企業認定要綱	認定企業の従業員
160	160	0505	まちなか交流プラザチャレンジショップ事業	H22.1.1					○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	まちなか交流プラザ1階商業施設のチャレンジショップ、テナント出店の申込者を審査するため	まちなか交流プラザ1階商業施設チャレンジショップ募集要項 まちなか交流プラザ1階商業施設テナント募集要項	チャレンジショップ、テナント出店申込者
161	161	0506	かめまブランド認定業務事務	H22.1.1					○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	かめまブランドを認定し、市内外へ広くPRし、販売を促進することにより、本市産業の活性化に努めるに当たり、認定者を把握する必要があるため	かめまブランド品等認定要領	かめまブランドの認定者
162	162	0507	鹿沼そば振興会事務	H22.1.1					○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	鹿沼そばの地産地消の推進を目指して設立された鹿沼そば振興会の会員を把握する必要があるため	鹿沼そば振興会会則	鹿沼そば振興会会員
163	163	0508	かめま和牛振興会事務	H22.1.1	H25.9.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	かめま和牛振興会の会員を把握する必要があるため	「かめま和牛振興会」会則	かめま和牛振興会の会員
164	164	0509	緊急雇用創出事務	H24.9.1					○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	緊急雇用創出事業による雇用者の確認をするため	栃木県緊急雇用創出事業費補助金交付要領	求職者
165	165	新規	陸砂利採石に関する事務	H11.1.1	H29.4.1				○	経済部 産業振興課	経済部産業振興課	非常勤特別職である監視員の任命の際、履歴、住所、氏名等連絡先を把握する必要があるため	採石法及び砂利採取法、栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱、栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱、栃木県陸砂利採石監視員設置規則及び鹿沼市陸砂利、採石監視員規則	陸砂利、採石監視員

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁舎共通	施設共通	固有						
166	166	0511	自然公園等指導員事務	H11.1.1	H22.1.1				○	経済部	観光交流課	経済部観光交流課	前日光県立自然公園及び周辺の風景地を保護するため、利用者への助言・指導を行う指導員を把握し、その実績を記録・保管するため	鹿沼市自然公園等指導員	
167	167	0512	観光アシスタント事務	H23.10.1					○	経済部	観光交流課	経済部観光交流課	本市の観光PRキャンペーン等の宣伝活動を行う観光アシスタントを募集するため	観光アシスタント登録者	
168	168	0513	水田台帳事務	H11.1.1	H25.9.1				○	経済部	農政課	経済部農政課及び目的外利用課	農家台帳を基に水田作業者台帳を整備・管理することにより、農業者の水田の保有状況等を把握し、水田経営所得安定対策制度を実施するため	水田作を行っている農業従事者	
169	169	0514	農用地区域の変更事務	H11.1.1					○	経済部	農政課	経済部農政課	農業振興地域整備計画を変更するため、農用地区域の変更の申出を受けるなど必要な情報を収集し、農業振興地域整備促進協議会への諮問等の手続をとる必要があるため	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域の変更の申出人及び農業振興地域整備促進協議会委員
170	170	0515	農業士認定事務	H11.1.1					○	経済部	農政課	経済部農政課	市内の農業従事者のうちから地域農業のリーダーとなる農業士を育成するとともに、農業士認定の申請をし、その認定を受けた者に関する情報を記録・保管するため		本市から栃木県知事に対し農業士認定の申請をした者
171	171	0516	認定農業者認定事務	H11.1.1					○	経済部	農政課	経済部農政課	農業経営改善計画の適否を認定するため、当該認定を受けようとする者の経営状況等を把握し、記録・保管することにより、農業経営基盤の強化を図るため	農業経営基盤強化促進法第12条	認定農業者の申請者
172	172	0517	菜園付き住宅推進事業	H23.10.1					○	経済部	農政課	経済部農政課	“鹿沼くら～ねの里”における土地取得や住宅建築、居住等に伴う各種手続きのため		“鹿沼くら～ねの里”購入者
173	173	New	堆肥化センター顧客管理事務	H29.4.1					○	経済部	農政課堆肥化センター	経済部農政課堆肥化センター	堆肥化センターの堆肥販売促進のため、顧客(納入義務者)の情報を記録・保管する	鹿沼市財務規則第20条	堆肥化センターの堆肥購入者
174	174	0518	森林経営計画認定事務	H22.1.1	H29.4.1				○	経済部	林政課	経済部林政課	森林経営計画認定者の決定を行うとともに、必要なデータを記録・保存するため	森林法、森林法施行令及び森林法施行規則	森林経営計画認定請求者
175	175	0519	鳥獣捕獲等許可証交付事務	H22.1.1					○	経済部	林政課	経済部林政課	鳥獣捕獲等の申請に対し、許認可の決定を行うとともに、必要なデータを記録・保存するため		鳥獣捕獲等許可申請書
176	176	0520	木材活用建築物コンクール事務	H11.1.1	H26.9.1				○	経済部	林政課	経済部林政課	コンクール対象建築物の公正な審査を行うため	鹿沼市木材活用建築物コンクール実施要綱	コンクール対象建築物の建築主、設計者及び施工者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有						
															全
177	177	0521	緑化及び森林愛護作文・ポスターコンクール事務	H11.1.1	H22.1.1				○	経済部	林政課	経済部林政課	作品出品者の表彰及び作品展示のため	鹿沼市緑化及び森林愛護作文・ポスターコンクール実施要領	コンクール出品者
178	178	0522	保安林の制限に関する事務	H22.1.1					○	経済部	林政課	経済部林政課	保安林内伐採許可等の決定を行うとともに、必要なデータを記録・保存するため	森林法、森林法施行令及び森林法施行規則	許可申請者及び届出者
179	179	0523	林業種苗生産事業者登録事務	H22.1.1					○	経済部	林政課	経済部林政課	林業種苗生産事業者の登録を行うとともに、必要なデータを記録・保存するため	林業種苗法、林業種苗法施行令、林業種苗法施行規則及び林業種苗法施行細則	林業種苗生産事業者の登録者
180	180	0524	林地開発事務	H26.9.1					○	経済部	林政課	経済部林政課	森林法が定める林地開発許可等の手続きに使用するとともに、必要なデータを記録・保存するため	森林法、森林法施行令、森林法施行規則、森林法施行細則	許可申請者
181	181	0601	環境教育の推進事業事務	H22.1.1	H24.9.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	市民の環境保全の意識を高めるため、生涯学習の場における機会を活用して環境教育を推進するとともに、環境教育を支援する人材を計画的に育成するため		環境学習指導者養成コース受講者及びかめま環境学習リーダー登録者
182	182	0602	省エネルギー推進事務	H11.1.1	H29.5.19				○	環境部	環境課	環境部環境課	市民自らが環境に配慮したライフスタイルを実践し、その効果的な取組やアイデア等を家庭や地域に普及させるため		節電コンテスト応募者
183	183	0603	環境調査実施事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	環境調査(大気、水質、騒音、振動、悪臭等)を実施するため		調査地点等における土地や井戸の所有者又は管理者
184	184	0604	環境苦情処理対策事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	申告者及び発生源者、原因者等を把握し、苦情内容の関係性の把握及び公害等の苦情に対処するため		苦情内容等による関係者、施設及び空地等の所有者又は管理者、市内の工場及び事業場の管理責任者
185	185	0605	きれいなまちづくり推進事業事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	地域における環境団体等と連携し、きれいなまちづくりを推進するため	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例及び関連要綱、環境美化推進モデル地区設置要綱、きれいなまちづくり鹿沼実施要綱等	きれいなまちづくり推進員、環境美化推進モデル団体、標語応募者、きれいなまちづくり鹿沼登録団体等
186	186	0606	土採取条例及び土砂条例の適正運用・指導事務	H22.1.1	H29.4.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	土採取条例及び土砂条例における許認可事務及び適正な運用・指導を行うため	鹿沼市土採取事業規制条例及び同条例施行規則 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則	当該事業申請者及び土地所有者
187	187	0607	不法投棄の監視・指導事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	環境課	環境部環境課	不法投棄の監視・指導を行うため		不法投棄行為者及び被害者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
188	188	0608	新エネルギーの活用促進事務	H24.9.1	H29.4.1				環境部	環境課	環境部環境課	鹿沼市家庭用「省・創・畜」エネルギー設備導入報奨金の支給申請者の個人情報保有する必要があるため	鹿沼市家庭用「省・創・畜」エネルギー設備導入報奨金支給要綱	鹿沼市家庭用「省・創・畜」エネルギー設備導入報奨金の支給申請者
189	189	0609	空間放射線量測定事務	H24.9.1	H29.4.1			○	環境部	環境課	環境部環境課及び各コミュニティセンター	生活環境における空間放射線量を測定することにより、市民の不安を解消し、市民生活の安全・安心を確保するため	鹿沼市空間放射線量測定業務実施要領 鹿沼市放射線量測定器貸出要領	空間放射線量の測定及び測定器の貸出を希望する市民
190	190	0610	放射性物質測定事務	H24.9.1	H29.4.1			○	環境部	環境課	環境部環境課、環境部廃棄物対策課及び経済部各課	市で所有する放射性物質測定器を積極的に活用することにより、農林産物等の安全性確保に寄与するため	食品衛生法	放射性物質の測定を希望する市民
191	191	0611	し尿・浄化槽汚泥処理手数料の調定・賦課・徴収事務	H22.1.1	H29.4.1			○	環境部	廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	し尿処理手数料徴収事務を適正に行うことができるように、申請者の氏名、住所、連絡先等を把握する必要があるため	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条及び第10条 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条及び第7条	し尿・浄化槽汚泥処理の申請者
192	192	0612	ごみステーション設置事務	H22.1.1	H29.4.1			○	環境部	廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	住民が一般廃棄物(事業活動によって生じるものを除く)を適正に排出することができるよう、ごみステーション管理者及び利用者の氏名、住所等を把握する必要があるため	廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1項 ごみステーション設置要綱	ごみステーション管理者及びごみステーション利用者
193	193	0613	一般家庭ごみ処理手数料減免事務	H22.1.1	H29.4.1			○	環境部	廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	市民等が一般家庭ごみ処理手数料減免申請を適正に行うことができるよう、申請者の氏名、住所等を把握する必要があるため	廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項第3号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項第3号及び第4号並びに鹿沼市指定ごみ袋交付要綱	3歳未満乳幼児、生活保護受給者、鹿沼市日常生活用具給付等事業実施要綱による紙おむつ受給者及び鹿沼市寝たきり老人等紙おむつ給付要綱による紙おむつ受給者
194	194	新規	戸別収集事務	H29.4.1				○	環境部	廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	家庭ごみをごみステーションまで運搬することが困難な世帯の自宅に訪問収集し、市民の安全安心な生活環境を保持するため	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び鹿沼市戸別収集実施要綱	ごみステーションへの運搬が困難で、かつ他の者からの支援を得られない者であって、次のいずれかに該当する者 ①要介護認定又は要支援認定を受けている者、②身体または精神障害者手帳の交付を受け、かつ障がいの程度が1級又は2級に該当する者、 ③上記のいずれかの者のみで構成される世帯に属する者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全	施	固						
							庁	設	有						
195	195	0614	浄化槽各種届出の受理・指導事務	H22.1.1	H29.4.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	浄化槽の適正な維持管理を確保するため	浄化槽法 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び別表第1の12の項	浄化槽管理者
196	196	0615	公共設置型浄化槽遺児管理事務	H22.1.1	H27.12.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	公共設置型浄化槽設置者の変更確認及び変更手続のため	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例 鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例施行規則	公共設置型浄化槽設置者
197	197	0616	水洗便所改造資金貸付事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	くみ取り便所を水洗便所に改造・浄化槽を廃止して公共下水道に接続する資金を助成する際、申込者の住所、氏名、振込口座等を把握する必要があるため	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例 鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例施行規則	水洗便所改造資金の貸付けを受ける者及び貸付の連帯保証人
198	198	0617	農業集落排水施設使用料賦課徴収事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	農業集落排水施設使用料を賦課・徴収する際、農業集落排水施設の使用状況を把握する必要があるため	鹿沼市農業集落排水処理施設条例	農業集落排水施設使用者
199	199	0618	下水道使用料・下水道事業の受益者負担金賦課徴収事務	H11.1.1	H29.4.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	下水道使用料・下水道事業の受益者負担金の賦課・徴収の際、下水道の使用状況及び土地の所有状況等を把握する必要があるため	下水道法、鹿沼市下水道条例、都市計画法及び鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例	下水道使用者及び下水道事業の受益者
200	200	0619	公共設置型浄化槽使用料賦課事務	H22.1.1	H29.4.1				○	環境部	下水道課	環境部下水道課	公共設置型浄化槽使用料の納付書を発行するに当たり、浄化槽使用状況を把握する必要があるため	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例 鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例施行規則	公共設置型浄化槽の使用者
201	201	0620	物件設置許可事務	H11.1.1	H28.1.1				○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	下水道法第24条第1項に定める行為の許可申請について、公共下水道(汚水)の排水施設の機能を維持し、その保全に影響を及ぼすおそれがある行為か否かを判断するため	下水道法第24条 鹿沼市下水道条例第28条	物件設置許可の申請者
202	202	0621	放流同意許可事務	H11.1.1	H28.1.1				○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	下水道法第24条第1項に定める行為の許可申請について、公共下水道(雨水管)の排水施設に損傷、機能の阻害を与えるおそれがある行為か否かを判断するため	下水道法第24条 鹿沼市下水道条例第28条	放流同意許可の申請者
203	203	0622	区域外流入許可事務	H11.1.1					○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	排水区域外の下水を公共下水道へ排除する旨の申請を受け、当該公共下水道の管理上支障がないことを判断し、許可するとともに、その申請者を記録・保管する	鹿沼市下水道条例第12条	区域外流入許可の申請者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全	施	固						
	庁	設	共	共	通	通	有								
204	204	0623	下水道排水設備指定工事店指定事務	H22.1.1	H28.1.1				○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	下水道排水設備指定工事店の指定を受ける際、申請者及び責任技術者の住所、氏名等を把握する必要があるため	鹿沼市下水道条例第5条 鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則	下水道排水設備指定工事店の指定を受ける者及び専属する責任技術者
205	205	0624	排水設備等計画確認事務	H11.1.1					○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	公共下水道及び農業集落排水処理区域等において、排水設備等の新設等の計画が、排水設備等の設置及び構造に関する法令に適合しているか否かを確認するため	下水道法第10条、鹿沼市下水道条例第4条及び鹿沼市農業集落排水処理施設条例第6条	排水設備等計画確認の申請者
206	206	0625	特定施設設置等届出書受理事務	H22.1.1					○	環境部	下水道施設課	環境部下水道施設課	公共下水道に排除される特定施設からの汚水が排出基準に適合する状態で排除できるか審査するため	下水道法	特定施設からの汚水を公共下水道に排除する者
207	207	新規	地籍調査事業に関する事務	H29.4.1					○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について所有者・地番・地目を調査し、境界を確認するため個人情報の収集が必要となる	国土調査法、不動産登記法	地籍調査事業実施地区に係る土地所有者
208	208	0209	公共用地の取得・登記・補償事務	H11.1.1	H29.4.1				○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	公共事業に供する用地の取得業務を行い、公共事業の円滑な推進を行うため		市が公共用地として取得しようとする土地及び補償物件の所有者
209	209	0210	代替地の登録・取得・登記・処分事務	H11.1.1	H29.4.1				○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	公共事業の用地取得を円滑に図るため、あらかじめ代替地として利用するために当たり、登録等するため		代替地の登録者及び取得者
210	210	0701	陸砂利採石に関する事務	H11.1.1					○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	非常勤特別職である監視員の任命の際、履歴、住所、氏名等連絡先を把握する必要があるため	採石法及び砂利採取法、栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱、栃木県陸砂利採石監視員設置規則及び鹿沼市陸砂利、採石監視員規則	陸砂利、採石監視員
211	211	0701-2	境界確認事務	H11.1.1	H22.1.1				○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	民地との境界に関するトラブルを回避するため、市道として認定されている道路又は認定外であるが市所有の管理道路と民地との境界確認を民地の所有者等の申請により行うため		申請者及び道路の隣接土地所有者
212	212	0701-3	道路占用・工事实施承認事務	H11.1.1	H22.1.1				○	都市建設部	建設監理課	都市建設部建設監理課	市道敷地の使用許可及び自己負担による市道工事の承認に当たり、申請者から許可及び承認の判断に必要な情報を収集し、記録・保管するため	道路法第24条及び第32条	道路占用及び工事实施の申請者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
	全実施機関													
213	213	0701-4	法定外公共物の管理事務	H22.1.1					都市建設部 建設監理課	都市建設部 建設監理課	法定外公共物の用途廃止、使用許可、自費工事の承認、道路位置指定の承諾等の法定外公共物の管理に必要な情報を収集し、記録・保管するため	鹿沼市法定外公共物管理条例	法定外公共物の用途廃止、使用許可等の申請者	
214	214	0702	優良宅地認定に関する事務	H11.1.1	H23.10.1				都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	租税特別措置法に定める重課の適用除外等を受けるために必要となる優良宅地認定の申請に関する手続に使用するため	租税特別措置法 鹿沼市優良宅地等認定事務施行規則	優良宅地認定申請者	
215	215	0703	地区計画の区域内における建築等の行為の届出事務	H11.1.1	H22.9.1				都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	地区計画の決定区域内で建築物の建築等をする場合に、届出が必要となるため	都市計画法第58条の2	建築等の届出者	
216	216	0704	都市計画施設等の区域内における建築物の建築の許認可事務	H11.1.1	H22.9.1				都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	都市計画施設の区域又は都市計画の決定をした市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築する場合に許可を行うため	都市計画法第53条	建築許可の申請者	
217	217	0705	土地取引等把握調査事務	H11.1.1	H22.9.1				都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	適正かつ合理的な土地利用の確保及び公共事業の執行に不可欠な公共用地等を円滑に取得するため	国土利用計画法第23条第1項 公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条	土地売買等届出者及び土地買取り希望申出者	
218	218	0706	土地区画整理事業の区域内における建築物等の建築の許認可事務	H22.1.1					都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	事業計画が決定された土地区画整理事業区域内において建築物等を建築する場合に許可を行うため	土地区画整合法第76条	建築許可の申請者	
219	219	0707	屋外広告物に関する許認可事務	H22.1.1					都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の提出について許可を行う	栃木県屋外広告物条例第5条及び第14条	屋外広告物の提出者	
220	220	0709	開発行為に関する事務	H22.9.1	H23.10.1				都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	都市計画法が定める開発行為又は建築行為に係る許可申請又は届出に係る手続、同法に定める開発登録簿の作成及び同法に定める開発登録簿の閲覧申請又は写しの交付申請の手続に使用するため	都市計画法、同法施行令、同法施行細則(栃木県規則)、鹿沼市開発登録簿閲覧規則	開発行為又は建築行為の許可申請者	
221	221	0710	宅地造成規制に関する事務	H22.9.1					都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	宅地造成工事規制区域内で行われる基準超の宅地造成工事の許可申請に係る手続に使用するため	宅地造成等規制法	宅地造成工事の許可申請者	
222	222	0710-2	景観法・鹿沼市景観条例に基づく届出事務	H27.4.1					都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	景観法・鹿沼市景観条例に基づき、一定基準の高さや面積を超える建築物、工作物や開発行為について届出が必要となるため	景観法第16条第1項、鹿沼市景観条例第11条	建築等の届出者	



個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁共通	設共	固共有					
223	223	0710-3	流通業務市街地の整備に関する法律適合証明書交付事務	H24.4.1					都市建設部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	流通業務市街地の整備に関する法律施行規則に基づき、栃木流通センター内で行おうとする計画が、流通業務市街地の整備に関する法律に適合することを証する書面を交付するため	流通業務市街地の整備に関する法律第5条、同法施行規則第25条	とちぎ流通センター内での建築確認の申請者	
224	224	0711	後援施設利用許可及び占用許可事務	H11.1.1	H26.9.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課	市内の公園の施設を利用する際及び占用の使用許可に当たり、施設利用の責任者等を把握し、記録・保管するため	都市公園法、鹿沼市都市公園条例第5条、かめま屋台公園条例第4条、鹿沼市みちの休憩所条例第3条及び鹿沼市河川公園条例第4条	公園施設利用許可及び公園占用許可の申請者及び責任者	
225	225	0715	区画整理換地事務	H11.1.1	H22.1.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課及び新鹿沼駅西土地区画整理事務所	土地区画整理事業における換地計画に関わる権利義務関係、事実関係等を明確に把握することにより、換地計画を円滑に進めるため	土地区画整理法	土地区画整理事業区域における関係権利者	
226	226	0716	区画整理保留地処分事務	H11.1.1	H23.10.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課及び新鹿沼駅西土地区画整理事務所	土地区画整理事業における保留地に係る取引の安全、適切な管理運営を図るため、保留地の売買についての契約状況及び収納状況を把握するため	鹿沼市土地区画整理事業保留地処分に関する規則	土地区画整理事業区域における保留地申込者	
227	227	0717	区画整理補償事務	H11.1.1	H22.1.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課及び新鹿沼駅西土地区画整理事務所	土地区画整理事業における適正な補償を実施するため、関係権利者所有の物件等の実態を把握し、記録・保管するため	土地区画整理法	土地区画整理事業区域における関係権利者	
228	228	0718	区画整理用地買収事務	H11.1.1	H22.1.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課及び新鹿沼駅西土地区画整理事務所	土地区画整理事業区域内の適正な管理を行うため、土地価格の実態を把握し適正な評価を行い、用地買収についての契約状況及びその内容を把握し、記録・保管するため		土地区画整理事業区域における用地売買契約者	
229	229	0719	区画整理公有地売却及び土地交換事務	H11.1.1	H22.1.1				都市建設部 土木課	都市建設部 土木課及び新鹿沼駅西土地区画整理事務所	土地区画整理事業区域内の土地の適切な管理を行うため、公有地の売買・土地の交換について契約状況を把握し、記録・保管するため		土地区画整理事業区域における公有地売買契約者及び土地交換契約者	
230	230	0726	市営住宅維持管理事務	H11.1.1	H26.9.1				都市建設部 建築課	都市建設部 建築課及び目的外利用課	市営住宅の入居者及び同居者の実態を把握し、適切な管理を図るため	公営住宅法 鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営住宅条例施行規則	市営住宅入居者及び同居者並びに市営住宅入居者の連帯保証人	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	全	施	固					
							庁	設	有					
231	231	0727	従業員用住宅維持管理事務	H11.1.1	H24.9.1				○	都市建設部 建築課	都市建設部 建築課及び目的外利用課	従業員用住宅の入居者及び同居者の実態を把握し、適切な管理を図るため	鹿沼市市営従業員用住宅条例 鹿沼市市営従業員用住宅条例施行規則	従業員用住宅入居者及び同居者並びに従業員用住宅入居者の連帯保証人
232	232	0728	住宅新築資金関係事務	H11.1.1	H24.9.1				○	都市建設部 建築課	都市建設部 建築課	地域改善対策地域における住宅の新築等に対する資金の貸付け及びその償還を適正に行うため、貸付けの状況等を把握するなど、借入者等に関する情報を記録・保管するため	住宅新築資金等貸付制度要綱	住宅新築資金等貸付金借入者及び借入予定者
233	233	0729	若年勤労者用住宅維持管理事務	H22.9.1	H24.9.1				○	都市建設部 建築課	都市建設部 建築課及び目的外利用課	若年勤労者用住宅の入居者及び同居者の実態を把握し、適切な管理を図るため	鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例施行規則	若年勤労者用住宅入居者及び同居者並びに若年勤労者用住宅入居者の連帯保証人
234	234	0314-2	空き家等の適正管理事務	H25.9.1	H29.4.1				○	都市建設部 建築課	都市建設部 建築課	空き家等の適正管理を行うため	空き家の適正管理に関する条例第5条、第6条	空き家等の所有者、相続人、管理者
235	235	0119-2	空き家バンク事務	H27.6.24	H29.4.1				○	都市建設部 建築課	都市建設部 建築課	空き家バンクへの物件登録審査及び登録手続きのため 空き家の情報提供と空き家を利用する際の利用手続きのため	鹿沼市「空き家バンク」実施要領	空き家の所有者、空き家の利用を希望する者
236	236	0720	建築確認申請等事務	H22.1.1	H24.9.1				○	都市建設部 建築指導課	都市建設部 建築指導課	建築基準法に基づき、建築確認申請の審査、検査、建築計画概要書閲覧等、申請者の住所、氏名等を把握するため	建築基準法第6条、第7条及び第15条 鹿沼市建築計画概要書等閲覧規程	確認申請等申請者
237	237	0721	狭あい道路の後退指導事務	H22.1.1	H23.10.1				○	都市建設部 建築指導課	都市建設部 建築指導課及び目的外利用課	セットバック用地の管理についての方法を定めるため	建築基準法第42条第2項 鹿沼市狭隘道路の整備及び管理に関する指導要綱	事前協議申請者
238	238	0722	建築物の許可及び認定事務	H22.1.1	H29.4.1				○	都市建設部 建築指導課	都市建設部 建築指導課	建築に関する各種法令に定める許可申請又は認定申請のため	建築基準法、長期優良住宅法、耐震改修促進法、バリアフリー法等	許可申請者及び認定申請者
239	239	0723	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例関係事務	H22.1.1					○	都市建設部 建築指導課	都市建設部 建築指導課	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に係る届出等、申請者の住所、氏名等を把握するため	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条第1項	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に係る届出者
240	240	0724	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(リサイクル法)届出事務	H22.1.1	H24.9.1				○	都市建設部 建築指導課	都市建設部 建築指導課	リサイクル法に基づく届出、通知の受付及び台帳管理、パトロールの実施等を行うため	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項外	建設リサイクル法による届出者及び通知者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					全	施	固					
							庁	設						
							共	共						
							通	通						
								有						
241	241	0725	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に係る認定・届出事務	H22.1.1	H29.4.1				都市建設部	建築指導課	都市建設部建築指導課	建築物省エネ法の認定申請・届出に際し、申請・届出者の住所、氏名等を把握する必要があるため	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条、第30条、第36条	建築物省エネ法による認定申請者・届出者
242	242	0801	収入事務	H11.1.1						会計課	各課及び室	施設の使用料等の納入を帳簿等に記録し、納入に係る情報を整理・保管し、滞納処分の手続等を行うなど適正な収入事務を行うため	地方自治法第231条から第231条の3まで 鹿沼市財務規則第20条から第43条まで	納入義務者
243	243	0802	支出事務	H11.1.1	H24.9.1					会計課	各課及び室	支出命令による公金の支払いを適正に行うため	地方自治法第170条第1項及び第2項 鹿沼市財務規則第47条第1項及び第2項	支払い相手方
244	244	0803	源泉徴収に関する事務	H11.1.1	H29.4.1					会計課	各課及び室	報酬、謝金等から控除し歳入歳出外現金に一時預かった源泉徴収所得税を取りまとめ、税務署に払い出すとともに、源泉徴収票及び支払調書の発行並びに税務署への報告のために記録を保存するため	所得税法第183条	非常勤職員、市の各種委員、市の研修会等の講師等
245	245	0901	水道料金賦課・徴収事務	H11.1.1	H29.4.1				水道部	水道業務課	水道部水道業務課	水道事業を安定して運営するため、正確な検針を行い、適正な水道料金を徴収するため	地方公営企業法 鹿沼市水道事業給水条例	給水装置の所有者、使用者及び管理者
246	246	0902	給水装置設置事務	H11.1.1	H22.1.1				水道部	水道施設課	水道部水道施設課及び水道業務課	給水装置の設置に当たり、工事の承認から手数料等の納入までの一連の処理を記録・保存し、給水装置工事費を適正に管理するため	鹿沼市水道事業給水条例	給水装置の所有者
247	247	1101	教育委員会事務	H11.1.1	H22.1.1				教育委員会事務局	教育総務課	教育委員会事務局教育総務課及び目的外利用課	鹿沼市教育委員会委員を任命し、同委員会の事務運営を円滑かつ効率的に行うため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条及び第18条	鹿沼市教育委員会委員
248	248	1102	奨学金事務	H11.1.1	H22.1.1				教育委員会事務局	教育総務課	教育委員会事務局教育総務課	高校、大学等における学資及び高校入学準備金の貸付制度の利用者を把握し、同制度を公正かつ適正に実施運営するため	鹿沼市奨学金貸付条例第3条並びに鹿沼市奨学金貸付条例施行規則第2条、第3条、第6条から第10条まで 鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例第4条並びに鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例施行規則第2条、第4条から第6条まで、第8条及び第10条	奨学生、奨学生であった者、入学準備金借受者及びその連帯保証人

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁共通	施設共	固有						
															○
249	249	1103	学校施設計画・整備・営繕事務	H11.1.1	H22.1.1				○	教育委員会事務局	教育総務課	教育委員会事務局教育総務課	教育財産を適正に整備・維持管理するため	鹿沼市立学校の設置に関する条例 鹿沼市財務規則	各種学校建設等に係る検討委員会等及び土地賃貸借の相手方
250	250	1104	学校事故報告事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	学校事故の経緯、発生要因等を分析・把握し、事故責任の所在を明らかにするとともに、今後の事故防止を図るための参考資料として記録・保管するため		小学生及び中学生並びにその保護者並びに教職員
251	251	1105	中学生海外体験学習事業事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	中学生海外体験学習事業に派遣する鹿沼市内の中学生を選考するため		中学生海外体験学習事業派遣者(派遣中学生及び引率者)
252	252	1106	外国語指導助手招致事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	市内の小中学校に外国から派遣された外国語指導助手を招致し、その指導を受けることにより、児童生徒の外国語教育の充実を図るため		市に招致されている外国語指導助手
253	253	1107	学校医等関係事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	学校医等を委嘱し、市内の小中学校に通う児童生徒の健康管理に関して指導を受けるため	学校保健安全法第23条、学校保健安全法施行令並びに学校保健安全法施行規則第23条及び第24条	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
254	254	1108	児童生徒異動報告事務	H11.1.1	H22.9.1				○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	児童生徒の転出、異動事項等の報告を記録・保管するため	学校教育法施行令第4条	市内小中学校の児童及び生徒
255	255	1109	新入学事務	H11.1.1	H22.9.1				○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	各小・中学校ごとに入学年齢に達する者を調査・把握し、対象となる児童の父兄に入学準備の各種手続等の情報を提供するなど、当該各種手続等の円滑な実施を図るため	学校教育法施行令第2条、第3条、第5条及び第7条 学校教育法施行規則第30条	翌年度に入学年齢に達する者
256	256	1110	児童生徒転入台帳事務	H11.1.1	H22.9.1				○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	市内小中学校への児童生徒の転入学手続を適正に行うため	学校教育法施行令	市内の小中学校に転入学する児童及び生徒
257	257	1111	卒業児童生徒名簿事務	H11.1.1	H22.9.1				○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	卒業した児童・生徒を把握し、学齢簿の処理をするため	学校教育法施行令	市内の小中学校を卒業した児童及び生徒
258	258	1112	区域外就学事務	H11.1.1	H22.9.1				○	教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課及び目的外利用課	他の市町村への就学依頼又は他の市町村からの就学受入れを適正に行うため	学校教育法施行令第9条	区域外就学をする児童及び生徒

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁共通	施設共	固有					
259	259	1113	就学指定校変更事務	H11.1.1	H22.9.1				教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	保護者の申立てによる指定校の変更を審査するとともに、承認後にその旨を保護者又は変更前後の小中学校に通知するため	学校教育法施行令第8条	指定校を変更する児童・生徒
260	260	1114	教科書無償給付事務	H11.1.1	H22.9.1				教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	市内小中学校の児童生徒に無償に教科書を給付するため	義務教育諸学校の教科用図書に関する法律 義務教育諸学校の教科用図書の無償借置に関する法律 及び同法施行規則	市内小中学校の児童・生徒
261	261	1115	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務	H11.1.1	H24.9.1				教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を行うため	学校教育法第19条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条及び同法施行令	要保護及び準要保護児童生徒と認定されたもの及びその世帯員
262	262	1116	特別支援教育就学奨励事務	H11.1.1	H24.9.1				教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その就学費用を負担するため	特別支援学校への就学奨励に関する法律及び同法施行令	特別支援学級通学者及びその保護者
263	263	1117	学校災害共済給付事務	H11.1.1					教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	学校安全の普及、充実、児童生徒の災害に関する必要な給付を行うため	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	小・中学校児童生徒被災者
264	264	1118	学校保健・健康診断事務	H11.1.1					教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	市内小中学校における保健管理及び安全管理に関し、児童、生徒及び職員の健康保持増進を図るため	学校保健安全法	児童、生徒及び職員
265	265	1119	就学指導事務	H11.1.1	H27.4.1				教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局学校教育課	教育上、特別な配慮を要する児童生徒の適正な教育借置を判断する教育支援委員会の資料を作成するとともに、特別支援学校に転入学する児童生徒の資料を作成するため		小学生、中学生及び次年度入学児童
266	266	0116	都市交流事務	H25.9.1	H26.4.1				教育委員会事務局	学校教育課	学校教育課	既交流都市との交流促進のため		鹿沼市学生海外友好交流事業実施委員会委員
267	267	1121	学校支援ボランティア事務	H22.1.1	H26.9.1				教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	学校支援ボランティア活動を行っている者を、ボランティア保険に加入するため		学校支援ボランティア活動を行っている者
268	268	1122	家庭教育振興会事務	H11.1.1					教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	家庭教育学級の活動支援金交付手続のため	鹿沼市家庭教育振興会会則	家庭教育学級生

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁	設	固					
269	269	1123	南部地区会館講座開催事務	H11.1.1					教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	各種講座の講師を依頼する際の参考資料として保存するため		各種講座の講師
270	270	1124	安全安心な学校づくり事業事務	H22.1.1	H26.9.1				教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	安全安心な学校づくり事業推進するため安全安心な学校づくり連絡協議会を組織し、各校区安全対策委員会へ活動支援金を交付するため	鹿沼市安全安心な学校づくり連絡協議会会則	安全安心な学校づくり連絡協議会役員
271	271	1125	公民館講座事務	H11.1.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	各公民館	各公民館が各種講座を開催し、学習機会を提供するとともに、講師等の情報を活用し、生涯学習の効率的な実施を図るため		各種講座受講者及び各種講座の講師
272	272	1126	公民館貸館事務	H11.1.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	各公民館	公民館施設の貸出しを円滑かつ適正に行うため		公民館利用団体代表者、公民館使用申請者及び公民館利用責任者
273	273	1127	放課後子ども教室開催事務	H22.1.1	H23.10.1			○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	放課後子ども教室開催手続に必要なため	鹿沼市放課後子ども教室推進事業開設運営要綱	安全管理員、学習アドバイザー、登録児童・生徒
274	274	1128	鹿沼市子ども会連合会事務	H22.1.1	H27.4.25			○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	子ども会連合会の運営手続に必要なため	鹿沼市子ども会連合会規約	地区子ども会育成加入者、保護者、役員等
275	275	1129	かぬま21世紀学びのまち推進事業事務	H22.1.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	かぬま21世紀学びのまち推進プランに基づく生涯学習事業の推進について、検討委員会において進行管理を行うため		かぬま21世紀学びのまち推進プラン検討委員会委員
276	276	1130	かぬままちづくり出前講座開催事務	H22.1.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	かぬままちづくり出前講座受講を希望する団体、代表者等に関して、連絡を取り合う必要性があることから、その情報を管理するため	かぬま行政出前講座実施要綱	出前講座受講を希望する団体の代表者等
277	277	1131	講師情報収集事務	H11.1.1	H22.1.1			○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	生涯学習に関する講師の登録を行うため、講師の実態を把握し、その名簿を作成・管理するため		生涯学習に関する講師
278	278	1132	myらいふの編集発行事務	H11.1.1	H24.9.1			○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	市民の生涯学習への関心を高めることを目的とした生涯学習情報紙を編集・発行するため、市民によるmyらいふ編集員を募集し、その名簿を作成・管理するため	生涯学習啓発情報紙「myらいふ」編集員設置要綱	生涯学習情報紙「myらいふ」編集員

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁	設	固						
	通	通	有	共	共	通	通	有							
279	279	1133	待機スペース事業実施事務	H22.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	待機スペース低学年の児童が集団下校するために授業終了時間を待つための間の活動を、安心安全に実施するため、ボランティア協力者を把握し、名簿を作成する必要があるため	待機スペース事業に関わる地域ボランティア	
280	280	1134	生涯学習ボランティア団体(かぬまマイ・カレッジ)との連携事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	市民主体の学習機会を創出し、かぬま生涯学習大学講座への受講者の情報提供を受けることにより、生涯学習の推進を図るため	かぬま生涯学習大学設置要綱第8条、第9条及び第20条	かぬまマイ・カレッジ講座の受講者
281	281	1135	かぬま生涯学習大学事務	H22.1.1	H24.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	市内で実施する学習機会を総合かつ体系的に市民に提供するため、かぬま生涯学習大学を設置し、単位制により学習の奨励を行うため	かぬま生涯学習大学設置要綱	かぬま生涯学習大学講座の受講者及び運営委員
282	282	1136	かぬま学びフェスティバルの開催事務	H22.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	かぬま学びフェスティバルの参加団体を公募し、その団体の代表者等についての名簿を作成・管理するため	かぬま学びフェスティバル開催要項	かぬま学びフェスティバル参加団体の代表者等
283	283	1137	芸術文化施設の活用促進事業事務	H22.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	鹿沼市民情報センター及び文化活動交流館の管理運営に当たり、施設利用者の申請について許認可を行うため		施設利用申請書
284	284	1138	青少年健全育成事務	H11.1.1	H26.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	青少年の健全な育成を目的とする鹿沼市青少年育成市民会議及び各地区の青少年育成市民会議の活動を支援し、助成するため		各地区青少年育成市民会議代表者及び青少年育成指導員
285	285	1139	成人の日のつどい事務	H11.1.1	H26.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	新成人に「成人の日のつどい」の案内をするため、新成人者リストを作成するため		新成人
286	286	1140	成人の日実行委員会事務	H11.1.1	H26.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	成人の日のつどいの内容等を検討し、実行委員会を組織し円滑かつ効率的に記念事業を実施するため		成人の日実行委員会委員
287	287	1141	青少年が集い触れ合う環境づくり事業事務	H22.1.1	H25.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	青少年が狭い範囲の集まりだけでなく、世代分野を超えた交流・活動の場をつくり、若者の手によるより良い街づくりをするため		青少年
288	288	1142	栃木県次世代人材づくり事業事務	H11.1.1	H26.9.1	H29.4.1			○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	人間性豊かで地域で活躍する若者リーダーの育成を目指すため		栃木県次世代人材づくり事業派遣者
289	289	1143	南部地区会館人権教育推進事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	人権教育・人権学習の講座の参加者等を把握するとともに、人権啓発に関わる会の運営及び会議を円滑かつ効率的に行うため		人権学習総合講座参加者及び南部地区連絡会議委員

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲	
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁共通	施設共	固有						
290	290	1144	南部地区会館利用団体事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	南部地区会館の利用者を把握し、貸館事務の円滑かつ効率的な運営を行うため		南部地区会館利用者
291	291	1145	子ども・若者支援地域協議会事務	H25.9.1	H26.9.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	実社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援について効果的かつ円滑な推進を図るため	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者及びその家族
292	292	1165	自然生活体験学習事業事務	H22.1.1	H29.4.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	宿泊を伴う自然生活体験等を通して、豊かな人間性や社会性を育むため	旅館業法第6条	小中学生、利用申請者及び宿泊者
293	293	1166	わくわくネーチャー事業事務	H22.1.1	H29.4.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	親子関係の希薄化や子どもたちの直接体験不足等が叫ばれる中、自然体験や社会体験の機会を提供することを通して、協調性、思いやりなど「豊かな人間性」を育み、併せて、自然生活体験学習に関する新たなプログラム開発するため	旅館業法第6条	子ども・保護者等(参加者)
294	294	1167	交流カレッジ事業の推進事務	H22.1.1	H29.4.1				○	教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課	大学の専門知識や技術、学生の活動や研究の成果等を地域へ提供するとともに、県外大学との交流など幅広い事業展開による市のアピールとイメージアップを図るため	旅館業法第6条	大学生(宇都宮大学、文教大学、淑徳大学、白鷗大学)
295	295	1146	市民文化祭等の開催事務	H11.1.1	H24.9.1				○	教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	実行委員会を組織し、事務運営を円滑かつ適正に行うため		実行委員、参加団体所属会員及び参加者
296	296	1147	市民音楽活動団体支援事務	H22.1.1	H24.9.1				○	教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	活動支援のため、実施団体の把握と管理を行うため		団体役員、団員及び保護者、指導者
297	297	1148	市民文化センターの管理事務	H22.1.1	H24.9.1				○	教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	施設の運営管理と利用促進に資するため		運営委員会委員、利用団体、利用者及び土地賃貸借契約者
298	298	1149	木のふるさと伝統工芸館管理運営事務	H11.1.1	H24.9.1				○	教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	木に関する文化的資料を一般に閲覧させることなど各種事業を実施することにより木の伝統工芸の保存、普及を図るため		参加者・出品者、指導者、審査委員及び運営委員
299	299	1150	郷土資料調査・保存・活用に関する事務	H11.1.1					○	教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	市民一般及び各種研究機関等から収集、借用、寄贈及び寄託をした資料を保存・活用するため		資料提供者、調査対象者及び資料に記載のある個人



個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		全実施機関				事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号	個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	庁舎共通	施設共通	固有					
	○	○	○	○	○									
300	300	1151	文化財指定推進と保護に関する事務	H11.1.1	H24.9.1				教育委員会事務局	文化課	教育委員会事務局文化課	市内にある文化財(未指定を含む)を保護、保存するための調査やそれに伴う事務運営を円滑に行うため	文化財保護法、栃木県文化財保護条例及び鹿沼市文化財保護条例	文化財所有者
301	301	1152	スポーツ振興事務	H11.1.1	H24.9.1				教育委員会事務局	スポーツ振興課	教育委員会事務局スポーツ振興課	スポーツ振興に必要な各種審議会委員及びスポーツ推進委員を委嘱し、同委員の活動を円滑かつ効率的なものにするため	スポーツ基本法第32条第1項 鹿沼市スポーツ推進審議会条例第2条	鹿沼市スポーツ推進審議会委員及び鹿沼市スポーツ推進委員
302	302	1153	各種スポーツ大会事務	H11.1.1	H22.9.1				教育委員会事務局	スポーツ振興課	教育委員会事務局スポーツ振興課	各種スポーツ大会参加者を把握し、大会記録を保存するため		各種スポーツ大会参加者
303	303	1154	スポーツ団体育成事務	H11.1.1					教育委員会事務局	スポーツ振興課	教育委員会事務局スポーツ振興課	スポーツ団体を育成・指導するため、同団体の構成員を調査し、登録するため		スポーツ団体構成員
304	304	1155	スポーツ指導者養成事務	H11.1.1					教育委員会事務局	スポーツ振興課	教育委員会事務局スポーツ振興課	講習会等の開催によりスポーツ指導者を養成し、登録・保管するため		講習会参加者
305	305	1156	学校開放事務	H11.1.1					教育委員会事務局	スポーツ振興課	教育委員会事務局スポーツ振興課	学校施設を生涯学習の場として市民に開放する事務運営を効率かつ適正に行うため、管理指導者及び利用者を把握するため	鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例第4条及び第5条 鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例施行規則第3条及び第6条	学校開放管理指導員及び学校開放施設利用団体登録者
306	306	1120	教育相談事務	H11.1.1	H22.9.1				教育委員会(教育機関)	総合教育研究所	教育委員会総合教育研究所及び目的外利用課	教育相談に係る児童生徒の生活全般にわたる状況を把握し、専門的な立場から児童生徒の望ましい成長・発達を支援するため		小学生、中学生、小中学生の保護者及び家族、教員、年長児
307	307	1157	学校給食従事者関係事務	H11.1.1					教育委員会(教育機関)	学校給食共同調理場	教育委員会学校給食共同調理場	学校給食従事者の健康管理と検便を実施し、及び記録することにより、学校給食の衛生管理の徹底を図るため	学校給食法 別表1「学校給食衛生管理基準」調理師法	学校給食従事者(調理員、栄養士、関係職員)
308	308	1158	調理師業務従事者届出事務	H22.1.1		H29.4.1			教育委員会(教育機関)	学校給食共同調理場	教育委員会学校給食共同調理場	調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業を円滑に行うため	調理師法	学校調理員(調理の仕事をしている調理師)
309	309	1159	会議室等利用申請事務	H11.1.1					教育委員会(教育機関)	図書館	教育委員会図書館	会議室等の適正な利用を図るとともに、会議室等を貸し出す事務を効率的に行うため	鹿沼市立図書館条例施行規則第33条	会議室等利用者
310	310	1160	利用者登録申請(個人・団体)事務	H11.1.1					教育委員会(教育機関)	図書館	教育委員会図書館	登録する図書の安全かつ迅速な貸出しを行うため、図書館の利用者を登録するため	鹿沼市立図書館条例施行規則第16条	市内在住及び在勤者、県央6市4町在住者及び市内小中学校長

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
311	311	1161	図書館講座事務	H11.1.1	H24.9.1			○	教育委員会(教育機関)	図書館	教育委員会図書館	図書館各館が各種講座・講演会を開催し、学習機会を提供するとともに、講師等の情報を活用して効率的な実施を図るため	鹿沼市立図書館条例施行規則第4条	講座講師及び受講者
312	312	1162	川上澄夫美術館友の会関連事務	H11.1.1	H22.9.1			○	教育委員会(教育機関)	川上澄夫美術館	教育委員会川上澄夫美術館	美術館事業支援のため、円滑な「友の会」活動に必要な会員確保・管理に必要な住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため		鹿沼市立川上澄夫美術館友の会役員及び会員
313	313	1163	川上澄夫美術館木版画大賞事務	H11.1.1	H22.9.1			○	教育委員会(教育機関)	川上澄夫美術館	教育委員会川上澄夫美術館	公募展「鹿沼市立川上澄夫美術館木版画大賞」開催に伴い、応募者・審査委員への連絡・記録保管に必要な氏名、住所等を把握する必要があるため		鹿沼市立川上澄夫美術館木版画大賞応募者及び審査委員
314	314	1164	川上澄夫美術館事業案内送付事務	H22.1.1				○	教育委員会(教育機関)	川上澄夫美術館	教育委員会川上澄夫美術館	企画展、講座など美術館事業のPRや案内に必要な氏名、住所等を把握する必要があるため		美術館、学校、マスコミ、評論家、作家、ギャラリー、アンケート回答者、木版画大賞応募者、審査委員、市内業者等
315	315	1201	選挙管理委員事務	H11.1.1				○	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員及び補充員を選任し、その情報を記録・保管することにより、選挙管理委員の活動を補助・支援するため	地方自治法第182条	選挙管理委員、補充員及び選任予定者
316	316	1202	選挙啓発事務	H11.1.1				○	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局及び目的外利用課	投票率の向上及び選挙違反等のない明るい選挙の実施のため、明るい選挙推進指導員連絡協議会の会員を募集し、街頭啓発・研修会等の開催などを行うため		鹿沼市明るい選挙推進指導員連絡協議会会員
317	317	1203	選挙人名簿登録事務	H11.1.1				○	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局及び目的外利用課	選挙人名簿に登録されている資格を有する者を調査し、本市の選挙人名簿に登録し保存するため	公職選挙法第20条 公職選挙法施行令第10条の2及び第23条	年齢満20歳以上の日本国籍を有する者で、3か月以上本市の住民基本台帳に登録されている者
318	318	1204	農業委員会委員選挙事務	H11.1.1		H29.4.1		○	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局及び目的外利用課	農業委員の公平かつ公正な選挙を実施するため、農業経営者からの申請により選挙人を登録し、その名簿を調製するため	農業委員会等に関する法律第10条 農業委員会等に関する法律施行令第3条	農業経営者及び従事者
319	319	1205	選挙関連証明発行事務	H11.1.1	H25.9.1			○	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	選挙当日に投票所での投票ができない者に対し、不在者投票ができるよう必要な証明書を発行し、その選挙人を登録し保管するため	公職選挙法第49条第2項 公職選挙法施行令第18条及び第59条の3	選挙人名簿に登録された船員及び身体障害者、戦傷病者又は要介護者で公職選挙法施行令第59条の2に該当するものの

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
320	320	1206	選挙人名簿等閲覧事務	H11.1.1					選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙の公平性を確保するため、有権者名簿を調整し選挙運動費用の収支を候補者から報告させ、それぞれを一般の閲覧に供するため	公職選挙法第29条第2項、第189条及び第192条	選挙人名簿に登録されている者及びその抄本又は選挙運動費用収支報告書を閲覧した者	
321	321	1207	立候補届出審査事務	H11.1.1					選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙の公平性を確保するため、公職の候補者となるための立候補に必要な各種届出を審査し受け付けるため	公職選挙法第62条、第76条、第86条の4、第180条及び第197条の2 公職選挙法施行令第69条、第82条、第89条及び第129条	候補者、推薦届出者、出納責任者、選挙運動事務員、投票立会人及び選挙(開票)立会人	
322	322	1208	不在者投票事務	H11.1.1					選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙当日に投票所に行くことができない者が事前に投票するに当たり、その投票をする者の要件を審査するなど投票事務を公正かつ適正に行うため	公職選挙法第49条 公職選挙法施行令第50条、第51条及び第52条	不在者投票者	
323	323	1209	検察審査会事務	H11.1.1					選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	検察官の不起訴処分可否を審査する検察審査会の検察審査員候補者を選定するため、その候補者名簿を調製し検察審査会事務局に送付するため	検察審査会法第5条、第6条、第10条及び第11条	選挙人名簿に登録された者であって、くじにより選定された予定者	
324	324	1210	裁判員制度事務	H22.1.1					選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	国民から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することで国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを目的として、候補者名簿を調製し、宇都宮地方裁判所に送付するため	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条	選挙人名簿に登録された者であって、くじにより選定された予定者	
325	325	1303	公平委員人事記録簿事務	H11.1.1	H22.9.1				公平委員会	公平委員会及び目的外利用課	公平委員の選任に当たり、選任予定者に関する情報を把握し、記録・保管することにより、選任後の公平委員の活動を補助し、支援するため	地方自治法第180条の5第1項 地方公務員法第7条第3項及び第9条	公平委員選任予定者	
326	326	1304	職員の勤務条件に関する措置要求及び職員に対する不利益処分の審査事務	H11.1.1	H22.9.1				公平委員会	公平委員会	職員の勤務条件に関する措置要求を受けて審査・判定し、必要な措置を執り、及び不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするため	地方自治法第202条の2第2項 地方公務員法第8条第2項	措置要求及び不服申立てをした職員	
327	327	1301	監査委員人事記録簿事務	H11.1.1	H22.9.1				監査委員事務局	監査委員事務局及び目的外利用課	監査委員の選任に当たり、候補者に関する情報を把握し、記録・保管することにより、選任後の監査委員の活動を補助し、支援するため	地方自治法第195条及び第196条	監査委員候補者	
328	328	1302	業務監査事務	H11.1.1	H22.9.1				監査委員事務局	監査委員事務局	一般監査又は住民による監査請求を受けての監査を行い、市の機関の事務の執行及び経営に係る事務の管理を調査し、又は検査してその正否を調べるため	地方自治法第75条、第98条、第198条、第235条の2、第242条及び第243条の2	住民監査請求をする者、業務監査の対象者及びその付随する関係人	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共通	固有					
	全実施機関													
329	329	1401	農業委員会運営等事務	H11.1.1	H22.1.1				農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農業委員会の円滑な事務運営のため、農業委員情報を把握し、各種会議の開催通知の発送、報酬等の支払いなど農業委員の活動を支援するとともに、農業委員選挙人名簿を作成し、委員選挙の基礎を整備するため	農地法 農業委員会等に関する法律	農業委員、農業委員の選挙権又は被選挙権を有する者	
330	330	1402	農地調整審査事務	H11.1.1	H22.9.1				農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農地の権利移動、農地転用等に係る許可・届出に伴う審査を行い、農地の利用調整を図るため	農地法、農業委員会等に関する法律及び農業経営基盤強化促進法	農地の権利移動、農地転用の許可等の申請者	
331	331	1403	農地調整証明事務	H11.1.1	H22.1.1				農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	申請により農地に係る各種証明書を発行し、その記録を保管するため	農地法 農業委員会等に関する法律	証明の願出者	
332	332	1404	農業後継者対策事務	H11.1.1	H22.1.1				農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農業の振興のため、農業後継者を確保し、その農業経営の安定化を図るため	農業委員会等に関する法律	独身の農業後継者	
333	333	1405	農業者年金事務	H11.1.1	H22.1.1				農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農業者年金の支給を適正に行うため、対象者の資格審査等を行い、農業者年金の移動(加入・支給・喪失)に係る情報を記録し、保管するため	農業者年金基金法、農地法及び農業委員会等に関する法律	農業者年金の受給者、加入者及び加入資格者	
334	334	1406	農業青色申告事務	H22.1.1					農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農業経営簿記の記帳を通して農業経営の合理化と適正納税の推進を図るため	農業委員会等に関する法律	農業青色申告会加入者	
335	335	新規	農地台帳整備事務	H29.4.1					農業委員会事務局	農業委員会事務局及び目的外利用課	農地台帳に登録のある農地所有者及び耕作者の適正化を図り、農地利用の効率化を円滑かつ効果的に進めるため	農地法、農業経営基盤強化促進法及び農業委員会等に関する法律	農地所有者、農地耕作者	
336	336	1001	議員名簿管理事務	H11.1.1	H27.4.1				議会事務局	議事課	議会事務局議事課	市議会議員の活動を補助・支援するため、議員の人事管理を行うとともに、退職した議員を記録・保管することにより玄鹿会の活動を補助・支援するため	地方自治法第138条	市議会議員及び退職した市議会議員
337	337	1002	議員年金管理事務	H11.1.1	H27.4.1				議会事務局	議事課	議会事務局議事課	現議員、議員年金の受給資格を得て退職した市議会議員を把握し、年金需給の異動(発生・廃止)に関する情報を記録・保管するため	地方公務員等共済組合法	市議会議員及び議員年金受給者

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報を保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施共	固通有					
338	338	1003	傍聴人名簿管理事務	H11.1.1	H27.4.1				議会事務局 議事課	議会事務局 議事課	市議会本会議及び常任委員会における会議の秩序を保ち、会議を円滑に進めるため、傍聴者を把握し、傍聴者に関する情報を記録・保管するため	地方自治法第130条 鹿沼市議会傍聴規則	市議会本会議及び常任委員会の傍聴人	
339	339	1004	請願・陳情・意見書事務	H11.1.1	H27.4.1				議会事務局 議事課	議会事務局 議事課	提出された請願・陳情・意見書を保管することにより、公正かつ適正な事務を執行するため		請願・陳情・意見書の提出者	
340	340	1501	婦人防火クラブ連合会運営事務	H11.1.1	H22.1.1				消防本部 予防課	消防本部 予防課	家庭の火災予防を推進するため、婦人防火クラブ会員を把握し、同クラブの活動を補助・支援するため		婦人防火クラブ会員	
341	341	1502	幼・少年消防クラブ運営事務	H11.1.1	H22.1.1				消防本部 予防課	消防本部 予防課	火災予防の啓発を目的として幼児及び少年で構成する会を組織し、防火パレード等を実施するため		幼・少年クラブ会員	
342	342	1503	火災原因調査事務	H22.1.1					消防本部 予防課	消防本部 予防課	火災による出火場所や罹災状況を分析し、火災予防の施策に反映させるほか、罹災証明書の発行に使用するため	消防法第31条から第35条の4まで	当該火災による被害者	
343	343	1504	消防団管理事務	H11.1.1	H29.4.1				消防本部 地域消防課	消防本部 地域消防課	消防団員に報酬、手当等を支給するとともに、その指導、育成等の事務を行うため	消防組織法第18条、鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び鹿沼市消防団の組織等に関する規則	消防団員	
344	344	1503-2	水防対策に関する事務	H11.1.1	H29.4.1				消防本部 警防救急課	消防本部 警防救急課	風水害における被災者や被災家屋等の情報を収集し、集計や記録などを行う	水防法(第47条)	風水害における被災者等	
345	345	1505	消防施設・設備整備管理事務	H11.1.1	H29.4.1				消防本部 警防救急課	消防本部 警防救急課	消防活動に使用する各地域の消防施設(消防団車庫、消防水利、水防倉庫等)の設置及び維持管理のため、当該用地の賃貸借等を行うため		土地所有者	
346	346	1506	開発行為に伴う消防水利に関する意見・協議事務	H11.1.1	H29.4.1				消防本部 警防救急課	消防本部 警防救急課	開発行為に伴う消防水利に関する意見・協議に際し、申請者の住所、氏名、連絡先、開発申請地の状況を把握するため	都市計画法、同法施行令、同法施行細則(栃木県条例)	開発行為に伴う消防水利に関する意見・協議申請者	
347	347	1512	応急手当普及啓発活動推進事務	H22.1.1	H29.4.1				消防本部 警防救急課	消防本部 警防救急課	応急手当の普及啓発活動の推進に関する講習受講者及び指導員等の確実な把握のため	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(消防救第41号) 5(3)、5(4)9、13	応急手当の普及啓発活動の推進に関する講習受講者及び指導員等	

個人情報取扱事務登録簿(全実施機関)【第1面】

基準日:平成29年4月1日

連番	実施機関		個人情報取扱事務の名称	登録年月日	最終変更年月日	廃止年月日	事務の区分			事務を所掌する組織の名称	個人情報保有する組織の名称	事務の目的	事務の根拠法令等	対象者の範囲
	登録番号	(旧)登録番号					庁共通	施設共	固有					
348	348	新規	エピペン所持事務	H26.4.1	H29.4.1				消防本部	警防救急課	消防本部警防救急課	エピペン所持者が救急車要請時に、氏名・住所・生年月日・かかりつけの病院や連絡先等の傷病者情報を救急隊が事前に把握できるようにするため		エピペン所持者
349	349	新規	救急搬送証明事務	H1.4.1	H20.4.1				消防本部	警防救急課	消防本部警防救急課	救急搬送者の保険請求等に伴う救急搬送証明を発行するため		救急搬送本人又は家族、承諾書を持参した保険会社、検察庁
350	350	新規	傷病者情報リスト事務	H22.1.1	H29.4.1				消防本部	警防救急課	消防本部警防救急課	難病者及び常習者等が救急車要請時に、氏名・住所・生年月日・かかりつけの病院・病名・処置方法や連絡先等の傷病者情報を救急隊が事前に把握できるようにするため		情報共有の同意を得られた難病者、救急要請が常習化している者
351	351	1507	119番通報発信地特定事務	H22.1.1	H26.9.1				消防本部	通信指令課	消防本部通信指令課	119番通報された災害場所を特定する必要があるため	消防法第24条等	119番通報者
352	352	1508	火災出動報告事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	警防業務が適正に行使できるように住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市消防署警防活動運用要綱	罹災者
353	353	1509	救急活動記録票記録事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	救急活動を行った一連の行動の事実証拠とするとともに、各種救急施策などに反映させる基礎資料とするため	救急業務実施基準について(自消甲教発第6号)第19条及び第20条	救急活動を行った傷病者
354	354	1510	救急救命処置記録事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	救急救命処置を行った一連の事実証拠とするとともに、救急救命処置の質の維持向上のための事後検証に活用するため	救急救命士法第46条 救急救命士法施行規則第23条	救急救命処置を行った傷病者
355	355	1511	救助活動報告事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	救助業務を適正に行使できるよう、住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	消防組織法第4条第2項第16号の規定に基づく救助活動に関する基準第22条(活動の記録)	被救助者
356	356	1513	危害予防事案出動記録事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	危害予防対応が適正に行使できるように住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市消防署危害予防対応マニュアル	発生場所の関係者
357	357	1514	その他災害出動報告事務	H22.1.1					消防本部	消防署	消防本部消防署	警防業務が適正に行使できるように住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市消防署警防活動運用要綱	罹災者
358	358	1515	PA連携出動報告事務	H25.9.1	H28.2.1				消防本部	消防署	消防本部消防署	警防業務が適正に行使できるように住所、氏名等の連絡先を把握する必要があるため	鹿沼市消防署警防活動運用要綱	罹災者